

〈資料〉 仙台基督教教育児院児童の入所・収容事由/1925～44年度

—20年間の入所児231人の「収容願」等に記された内容—

Materials : The accommodation reason of the child of Sendai Christian Child Care Facility / 1925-44

寺 脇 隆 夫*

Takao Terawaki

はじめに

1. 本資料は、戦前昭和期（1925～1944年度）に仙台基督教教育児院に入所した児童につき、入所にあたって児童本人の親などの願人¹⁾が提出した収容願・養育願などの願書²⁾（以下、「収容願等」と言う）ないしは、入所にかかわって育児院に提出された関係書類³⁾などに記載された、育児院への入所に至るまでの「事由・事情」⁴⁾について、関連する基礎的事項とあわせて、次の形式で掲載したものである。

整理番号〔児童氏名〕

- *整理番号は、各年度ごとに収容願等の日付順に1から始まる子番号を付した。
- *氏名は、それぞれ姓と名の頭文字（ローマ字）に置き換えてある。
- *下線付のものは、救護法による市町村の救護委託児童であることが判明している者（入所時点では救護委託児童でなく、後に切り替えられたものも含む）。
- *☆印の付いたものは、私費委託児童と思われる者。

〈基礎的事項〉

- ①生年月日・満年齢（0歳は月齢も）・体性
- ②住所地
- ③本籍地
- ④父母・家族状況
- ⑤願人氏名・間柄
- ⑥願書日付
- ⑦委託期間（引取時期）
- ⑧受託種別
- ⑨関係書類種別

- *①は、願書の日付を基準として算出した
- *②③は、宮城県内は市町村名まで、他府県は府県名もしくは市名まで
- *④は、願人であるなど健在である場合などは、とくに記載していない
- *⑨は、以下のものについては略号で表示してある
戸＝戸籍謄本 寄＝寄留簿 誓＝誓約書 救委＝救護委託書
救調＝要救護調査書 収＝（救護委託児の）収容届（市町村長宛）
請＝委託救護費請求書（市町村長宛）

〈資料本文〉

1. 入所願等および関係書類などの資料中で、《入所・収容までの事由・事情など》にかかわる記載内容を掲載した。

*前社会福祉学部教授

2. 資料の種別および表題については、次のように区別した。

- ◎：入所願等の表題（様式なし、自由に記載したもの）
- ：入所願等の表題（一定の様式用の用紙に記載したもの）
- ◇：関係書類の表題（入所願等を補完するものを掲載）

2. したがって、対象は、これらの収容願やそれを補完する関係書類が保存されている範囲に限定したため、取上げた事例は231人分であり、この間の統計上の新規入所児童数（ほぼ520人程度）の全部ではない。
3. 収容願等のうち、特定の様式用の用紙がある1932年頃以降の場合には、願書中の「事由・事情」に該当する事項を、それ以前の特定の様式用の用紙がない願書の場合には、「事由・事情」に相当する本文部分を、全文掲載した。なお、例外的に一部省略する場合には、該当箇所にその旨表記してある。
4. それらの収容願等のほかに、関係書類（市町村長などの収容委託書・要救護調査書・方面委員等の添書等）に、その間の「事由・事情」にかかわる情報が記されている場合には、収容願等を補完するものとして、関係部分を掲載した。ただし、育児院の『日誌』や『院児名簿』などは、掲載の対象としていない。
5. また、棄児などの場合には、多くは収容願等がない。また、何らかの事情で収容願等が提出されなかったり、提出されたとしても保存されていないなどのケースもある。それらも、関係書類のいくつかは存在する場合があるので、その書類に記載されている「事由・事情」と見做しうる部分を掲載した。
6. 以上の「事情・事由」のほか、児童本人もしくは収容願等の願人などにかかわる基礎的事項についても、上記の1に示すような形式で掲載した。
 なお、これらの事項については、収容願等に記載がなかったり、誤記載があったりすることもあるので、添付の関係書類を参照して、補充・訂正などした上で掲載した。
7. 資料の配列順は、願書の日付順とした。
8. なお、児童が兄弟姉妹で収容願等が別々でも、同じ日付けの場合には（一般に、原資料の記載内容は同じか一部省略）、そのことがわかるような表記方法で、同一箇所にまとめて掲載（整理番号は複数）した。
9. 資料本文（事由・事情）の掲載にあたっては、当時の状況や雰囲気できるだけ復元することを重視し、原文に忠実な表記となるよう以下のように扱った。
 - ①一般に、縦書きを横書きに換え、漢字等の旧字は新字に置き換えてある。
 ただし、その他の送り仮名や表記の違い（当て字など含む）などは、原則としてそのままとした。判読困難なものは□□で表記し、編者が補ったものは〔 〕内に記した。
 - ②年号については、原文に加えて西暦を洋数字で（ ）内に補記した。
 - ③児童本人・父母など関係者の個人名については、姓と名を一般的な読み方でローマ字読みした頭文字に置き換えてある。
10. 救護法による救護委託児童であるか否かおよび私費委託児童であるか否かについては、得られた範囲の資料で確実なものに限定して判断した。そのため、表示した以外にも該当者があり得る。

注

- 1) これらの収容願等の願人は、親などの親権者等の名が記載されている者が多いが、その文章上および筆跡からは、代理人の手になるもの（代筆）と思われるケースがかなり見られる。実際には、方面委員や育児院側が面接聴き取りして代筆したものもかなりあるようである。
- 2) 収容願等の用紙については、当初（1931年頃まで）は、特段の様式があったわけではなく、白紙や便箋などに自由に必要事項が記載されているが、1932年ころからは一定の様式で印刷された用紙が用いられている。はじめの一年間ほど（1932年夏頃まで）は、「養育願」と題したものの、ついで1932.10以降は、「収容願」と題した用紙が原則として使用されている。「収容願」となってからも、謄写印刷から活版印刷の用紙に変化し、事項・内容もわずかだが変化している。
 参考までに、1937年頃以降に使用された様式を、次頁に掲載しておく。用紙はほぼB4判大で、カーボン複写用の薄紙（美濃紙）に印刷されている。
- 3) 関係書類には、基礎的事項にあげたもののほか、書簡類なども含めた。
- 4) 入所・収容までの「事由・事情」については、以下に掲載した用紙では、「収容願出ノ事情」という項目になっているが、1936年頃までの用紙では「来院前ノ状態及来院ノ理由」という項目になっている。これらの欄に記載された内容が、本資料の主な内容である。

収 容 願										
父										
母										
本籍地										
現住所										
修學モシ学校	小學校尋常科 年 第 學期迄									
種 痘		宗 教		兄 妹	兄 人	弟 人	姉 人	妹 人	人 人	
收 容 願 出 ノ										
事 情										
養育費	教護法ニ依市町村ヨリ依託			願出人ヨリ養育料月 圓			院費支出			
引取見込	年 月 日迄満									
市、町、村長	住 所				氏 名					
方面委員					⑤					
保 證 人	住 所				氏 名					
					⑤					
願 出 人	住 所				氏 名					
					⑤					
右者貴院ニ於テ御收容被成度別紙戸籍謄本並ヒニ誓約書相添ヘ此段願上候也 昭和 年 月 日 仙臺基督教教育院社團理事院長 大坂 鷹司 殿										

右 収 容 許 可 候 也

後日本人引取ノ際、此狀御持參被下度候

昭和 年 月 日

仙臺基督教教育院社團

理事院長 **大坂 鷹司 殿**

殿

1925 (大正14) 年度分 14ケース

参考:この年(1~12月)の新規入所児 17人

モ四人ノ弟妹ノ者何共致方無之候ニ付右兩人ノ者御収容御世話被下度御願申上候

No.25-1 [IS]

- ①1921.7.8生 4歳女 ②仙台市 ③宮城郡塩釜町
④母 (IK) 死別・父子家庭 ⑤IS・父
⑥1925.10.21 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎収容願

右者昨年九月実母病没後諸方へ哺育方委託致来り候得共家計ノ都合上昨今ニ至り其方法ニ差問へ殆ント困難罷在り候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ御収容被成下度戸籍謄本相添此段奉願申上候也

No.25-2/3 [KN/KK]

- ①1919.9.21生 5歳女/1922.1.28生 3歳女
②仙台市 ③刈田郡白石町 ④父(SR)死別・母子家庭 ⑤KK・母 ⑥1925.9.12 ⑦記載なし
⑧不祥 ⑨家族調書

◎収容願

右両名共私実子ニ候処大正十年夫死亡仕り其後洗濯等二雇ハレ子供ノ養育ヲ致来り候へ共現今ノ不況ニテハ仕事モ充分ニ出来不申且ツ養育費モ多ク相掛り養育致兼ル場合ト相成ニ付何卒御収容被成下度此ノ段御願申上候也

No.25-4 [ST]

- ①1919.8.24生 6歳女 ②仙台市 ③広島県
④父不祥・母子家庭、就労困難 ⑤ST・母
⑥1925.9.30 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎収容願

右私ノ私生児ニ候処自分ハ日雇トシテ稼キ居候者ニテ此娘ヲ連レ候テハ仕事モ出来ズ生活モ立テ兼ル有様ニテ誠ニ困難仕り就テハ何卒御収容相成下度此ノ段奉願候也

No.25-5/6 [KK/KT]

- ①1917.7.6生 8歳女/1920.12.26生 4歳男
②仙台市 ③記載なし ④父母死別・孤児 ⑤KE・姉(長女、21歳) ⑥1925.11.14 ⑦記載なし
⑧不祥 ⑨戸

◎入院願

右ノ者大正十四(1925)年十一月一日及び十一月六日両親共ニ死亡シ私ニ於テ扶養可致筈ナレト

No.25-7/8 [SK/SM]

- ①1918.4.5生 7歳男/1922.5.2生 3歳男 ②牡鹿郡石巻町 ③牡鹿郡石巻町 ④父不祥・母子家庭 ⑤SY・母 ⑥1925.9.29(入所日)
⑦2~3年間 ⑧不祥 ⑨戸

◎入院願

右兩名私子供でありますが世の不況に脅され養育致兼る次第にあります依て甚だ申上兼る事ですが茲二三年間だけ御養育下さる様御願申上ます

No.25-9 [SC]

- ①1919.8.16生 7歳女 ②刈田郡白石町 ③刈田郡白石町 ④父母失踪・孤児 ⑤SK・兄(20歳)、TT(奉仕委員) ⑥1926.2.1 ⑦相当年齢に達する迄 ⑧不祥 ⑨戸

◎入院願書

右者両親有之候得共数年前ヨリ行衛不明トナリ今ニ其住所ヲ確メ難ク候故扶養致居候得共貧困ノ為メ養育致兼候就テハ誠に恐入候得共本人相当年齢ニ達スル迄御院ニ於テ御養育被成下度此段奉願候也

No.25-10 [SS] *No.25-9の兄にあたる

- ①1913.11.15生 13歳男 ②刈田郡白石町 ③刈田郡白石町 ④父母失踪・孤児(障害児) ⑤SK・兄、TT(奉仕委員) ⑥1926.2.22 ⑦記載なし
⑧不祥 ⑨戸

◎入所御願

右者両親共数年前ニ出奔致シ行衛不明トナリ拙者扶養致居候得共生活困難ノ為メ養育致兼殊ニ不具者ノタメ一層困難仕り候就テハ誠に恐縮ノ儀ニ候得共御院ニ御収容ヲ願ヒ御救助被成下度別紙戸籍謄本相添此段奉願候也

No.25-11/12 [IM/IM]

- ①1914.6.4生 11歳男/1920.9.21生 5歳男
②仙台市 ③仙台市 ④父精神障害、母就労 ⑤IM・母 ⑥1926.3.8 ⑦生計の道相立つ迄
⑧不祥 ⑨戸

◎入所御願

私夫 IM 儀今より五年前より軽き精神病に罹り生業を突然に営み得ず□□か為め生活は自然貧困を極め候も周囲の御温情と貧弱なる私の微力とに因て家族六人の露命を繋ぎ来り候も今後尚ほ現状を維持致すべき確実の見込之れなく依て長男 IM (十三歳、数え年) 次男 IM (七歳) の二児を私共今後生計の道相立候迄貴院に於て御養育成被下度□□夫 IM に代り御願候也

No. 25—13/14 [SY/SM]

- ①1916.10.5生 9歳 男/1917.9.3生 8歳 男
②柴田郡大川原町 ③仙台市 ④母 (YK) 離別・父子家庭 ⑤SM・父 ⑥1926.3.28 ⑦記載なし
⑧不祥 ⑨戸

◎収容願

右ノ者今般自分儀妻ト別レ候ニ付職人ヲシテ□働キ度候ニモ子供ヲ連レ候テハ何所ニテモ働ク処無之候ニ付何卒右ノ者御願□□也

1926 (大正15/昭和元) 年度分 9 ケース

参考：この年 (1～12月) の新規入所児 16人

No. 26—1 [TC]

- ①1920.12.24生 5歳 女 ②仙台市 ③宮城郡原町 ④父 (TS) 死別・母子家庭 ⑤TK・母
⑥1926.4.17 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎御願

右者私儀ニ於テ養育致ス可キノ処家政困難到低養育致兼候間御院ニ於テ何卒御養育相願度別紙戸籍謄本相添此段奉願候也

No. 26—2 [TI]

- ①1924.12.17 1歳 男 ②仙台市 ③仙台市
④父 (TT) 死別・母子家庭、母妊娠中 ⑤IM・母
⑥1926.8.6 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎収容願

右者私ノ実子ニ候処七月五日主人死亡シ目下妊娠中ニテハアリ養育致兼候ニ付何卒御収容御養育被成下度右御願申上候也

No. 26—3 [OT]

- ①1923.8.10生 3歳 男 ②仙台市 ③記載なし

- ④養父母あり・養父不在 (収監中) ⑤OF・養母
⑥1926.8.13 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨他

◎入院願

夫 [本人の養父] OK 不在ノ為右養育ニ困難ニ付貴院ニ入院ノ儀御許可相成度此段御願申上候也

No. 26—4 / 5 [MC/MY]

- ①1920.6.17生 6歳 女/1923.8.25生 3歳 女
②仙台市 ③仙台市 ④父母あり・貧窮 ⑤MR・父 ⑥1927.1.20 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎収容願

右者私共ノ実子ニシテ扶養可致義務有之候得共目下屋台店ニヨリ些少ノ菓子商売致居候ガ何分ニモ非常ナル不景気ノタメカー一日ノ売上高ハ金壹円位ニテ利益ハ金五十銭位ニ止リ然ルニ子供ハ五人ニテ毎日ノ生計ヲ得難ク從テ右両女ノ扶養ヲ致兼ルニ付何卒御収容被成下度□□上ハ今後相当ノ年齢ニ相達シ候モ引取等ノ儀ハ申シ出間敷適当ニ本人ノ前途ニ付御考慮ニヨリ御処分被成下度其節養女ニ遣ハシ其他如何ナルコトモ貴院ノ意ニ從ヒ捺印等拒絕致間敷候又何時ニテモ御院ヨリ引取レトノ御報知ニ接シ候時ハ何等申シ立テル事ナク引取可申候右収容御願申上ルト共ニ約束致候也

No. 26—6 / 7 [YK/YY]

- ①1917.12.17生 9歳 男/1915.3.30生 11歳 男
②記載なし ③岩手県 ④父不祥、母子家庭
⑤YM・母 ⑥1927.2.21 ⑦記載なし ⑧不祥
⑨戸

◎収容願

右兩名ハ私実子ニ候処其ノ養育ニ就テハ一生 [所] 懸命努力致候へ共三度ノ食事モ満足ニハ給スル事能ハズ長子モ最早十一歳ニ候得共就学サヘナサシムル能ハザル状態ニ候自分ハ幼少ヨリ機織ヲ相習居り候ハバ其方ノ工女ニ雇ハレ度候へ共子供ヲ連レ候テハ是又不可能ニ候就テハ何卒右兩人御収容被成下度此段御願申上候也

No. 26—8 / 9 [KK/KM]

- ①1923.7.20生 3歳 女/1926.1.5生 1歳 女 ②仙台市 ③記載なし ④母 (KM) 死別・父子家庭
⑤KK・父 ⑥1927.3.3 ⑦記載なし ⑧不祥
⑨戸

◎収容願

右ハ私二女ニ候処私妻 KM 儀大正十五 (1926) 年五月十六日死亡後長女 KK 及 [次女] KM ノ兩人ヲ連レ養育致居候へ共職業なる人力車挽きし稼ぎも困難に候に付何卒御養育被成下度此段御願申上候也

No. 26-10 [仮称 OM] * 棄児

* 収容願等はなく、岩ヶ崎村長の申請書による

①不祥 (自称当年9歳) 女 ②不祥 ③不祥
④棄児 ⑤西村久五郎・岩ヶ崎村長 ⑥1926. 5. 16
⑦一 ⑧不祥 ⑨入院許可申請書 (岩ヶ崎村長)、所持品目録、他に育児院長の県立修養学園宛の移籍収容願 (1926. 6. 4) (写) もあり

◇入院許可申請 (栗原郡岩ヶ崎村長)

右者大正十五 (1926) 年五月三日午後九時三十分栗原軌道汽車中ニ無賃乗車致居り候ニ乗務車掌発見事情取調ナルモ本籍住所氏名年齢共一向応答ナク且ツ同伴者等モ無之ヲ以テ岩ヶ崎警察署ニ引渡同署ニ於テ種々取調フルニ単ニ名ト年トヲ答フルノミニテ扶養義務者ハ勿論同伴者等無之ヲ以テ救護ノ必要アリト認メ本町ニ引継相成夫々公告等ハ勿論相当搜索ニ手ヲ尽シタルモ何等申出者無之段々聞糺シタルニ母ハ産後死亡シ父ト姉ト東京ニ行クト称シ東北本線石越駅ニ下車セシメラレタル由ニシテ全ク故意ニ遺棄セラレタルモノト思料セラレ候ニ付甚御手数ニハ可有之候得共御院ニ於テ養育方許可相成度此段及申請候也

1927 (昭和2) 年度分 4 ケース

参考：この年度の新規入所児 14人

No. 27-1 [AY]

①1920. 6. 6生 6歳 女 ②牡鹿郡稲井村 ③記載なし ④父死別、母離別・孤児 ⑤AK・祖父
⑥1927. 4. 5 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸、他

◎入所願

右御院に入院為致度候間御許可被成下度戸籍謄本相添此段相願候也

No. 27-2/3 [IS/IN]

①1918. 1. 1生 9歳 男/1920. 2. 11生 7歳 男

②柴田郡大河原町 ③②と同じ ④父 (IC) 死別・母子家庭 ⑤IT・母 ⑥1927. 4. 19 ⑦記載なし
⑧不祥 ⑨戸

◎院児収容願

私共昨年迄は夫婦と小供五人都合七人の家族に存候処夫 IC 事大正九 (1920) 年より関節炎の□病にかゝり生活上極度に切迫の場合昨年二月死去致候に付前途生活の道全く無し止を得ず長男は大工徒弟に遣はし次女は親戚に托し長女は就職を求むるも無為徒食の有様にて八歳と十一歳の小児は他に世話を受くべき親戚も無しに付養育は勿論教育も取兼ねる有様故何卒御慈悲を以て御収容□□□度□御願上の以上

No. 27-4 [FT]

①1922. 4. 27生 4歳 男 ②仙台市 ③福島県
④母 (HC) 死別・父子家庭、父疾病 ⑤FM・父
⑥1927. 4. 20 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎収容願

右者私内縁ノ妻ナリシ亡 HC ノ私生児ニシテ即チ私ノ実子ニ候依テ是レ迄養育シ来り候モ自分ハ病身デアリ仕事モ思ハシクナク且又幼児ヲ家ニ残シテ働クコトモ出来兼候ニ付何卒御収容御養育被成下度此段御願申上候也

1928 (昭和3) 年度分 3 ケース

参考：この年度の新規入所児 20人

No. 28-1 [HS]

* 収容願等なし、塩釜町長の依頼書による

①1924年 (3~4歳位) 女 ②不祥 ③北海道
④父不祥、母疾病入院中・準行旅病人 ⑤塩釜町長・今村治三郎 ⑥1928. 9. 10 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨養育依頼書 (塩釜町長・今村治三郎)

◇塩釜5424号 (塩釜町長今村治三郎)

右ハ準行旅病人トシテ塩釜警察署長ヨリ引渡ヲ受ケタル母 HS ノ同伴者ニ有之候処本人ハ目下当地坂病院ニ入院セシメ加療中ニ付養育困難ニ付育児方コノ度御願扱相成らむ□□及び御依頼也

No. 28-2 [SM]

* 収容願等なし、御岳村長の書簡による

- ①1921.10.7 8歳 男 ②本吉郡御岳村 ③②に同じ ④父母死別・孤児 ⑤御岳村村長・佐藤弘毅
⑥1928.10.27 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸、書簡
(御岳村村長・佐藤弘毅の依頼状)

◇(御岳村長)

過日(八月十八日)上仙ノ際途上アワレナル子供ノ事ニ付申上都合ニヨレバ御手元ニ御願申上度旨御話申シ候処ニ今回不幸ニモ只一人ノ父ニ死ニ分レイヨイヨ孤児ト相成他ニ世話スルモノモ無ク候間御引取御世話御願致度目下御都合如何ニ御座候ヤ伺上別ニ御差支無ク候ハバニ本人ヲ伴ヒ參上致サセ可也 汽車割引証御下渡

孤児ノ氏名〔年齢等、略〕尋一、唯今ノ所身体ハ健康、戸籍ハ叔父 SM ノ内ニアルモ事実ハ数年前ヨリ分家シ(家屋、財産アルニアラズ全く無資産)別居致居ルモノニ候生業ハ日雇業に候

父〔SG〕肺結核ニテ〔本年〕十月十九日死亡

母〔SI〕産後肥立チ悪シク肺炎ニテ本年四月二十七日死亡

弟〔SM〕本年生レ、發育不全四月十五日死亡

妹〔SY〕六歳、腎臓炎ニテ本年四月三十日死亡

妹〔SM〕四歳、急性肺炎ニテ本年五月二十四日死亡

以上ノ如ク本年四月以来五人ノ死亡本人 M 一人トナリ候、叔父 SM ハ又貧困無資力ニテ子供モ多ク老母アリ平素生活極メテ困難ノ状態ニテ到底甥ノ M ノ世話ハ出来モ他孫故親戚ニモ頼ヨルモノハ無シ

No. 28-3〔H1〕 *前掲28-1の兄

- ①1922年(5~6歳位)男 ②不祥 ③北海道
④父不祥、母疾病・障害(盲目) ⑤HS・母
⑥1928.11.17 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨

◎収容願

右ノ者私事盲目且ツ病身ノ為メニ養育致シ兼ね候間御院ニ御収容ノ上御養育成シ下サレ度奉願候也

1929(昭和4)年度分 4ケース

参考:この年度の新規入所児 16人

No. 29-1〔TH〕

- ①1922.8.30生 1歳 男 ②仙台市 ③仙台市
④父母死別・孤児 ⑤TT・伯父 ⑥1929.4.17
⑦記載なし ⑧不祥 ⑨

◎入院願

右一家ハ極貧ニシテ祖母 TI ハ行衛不明母 TS ハ数年前死亡兄 TH 姉 TY ハ共ニ福島県ニ二期奉公ニ売ラレ本人ハ父ト共ニ辛ジテ露命ヲ繋キアリタルモノナルカ父ハ四月十五日病死タル為メ孤児トナリタルモノニシテ他ニ引取り養育スルモノナキ者ニ付入院御許可相成度戸籍謄本相添此段願上候也

No. 29-2/3〔YT/YK〕

- ①1923.9.24生 5歳 女/1925.11.18生 3歳 男
②仙台市 ③不祥 ④父(YK)不祥・母子家庭、母懐妊中 ⑤TT・母 ⑥1929.6.23 ⑦安全なる家庭を作る迄 ⑧不祥 ⑨戸

◎入院願

二児ノ父親ハ家族扶養ノ義務ヲナサザルノミカ現今ハ居所モ不明ニテ全く私手ニ養育致居候ヘトモ如何セン微弱ナル生活ノミナラズ懐妊十月トナリ為ニ身ノ自由ヲ失ヒ益々生活難トナリ扶養致金候間可憐ナル二児ト思召下サレ御院ニ私最モ安全ナル家庭ヲ作ルマテ御救都被成下度御願上申上候也

No. 29-4〔HF〕

- ①1925.8.15生 4歳 女 ②桃生郡赤井村 ③桃生郡赤井村 ④父不祥、母死別・孤児、養育者による虐待も ⑤HD/HE 連名・間柄の記載なし ⑥1930.3.2 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸、書簡(赤井尋常小学校長・MIの依頼状)

◎収容御願

右者昭和四(1929)年七月二十一日母 HA 死亡後扶養ノ義務者ナク拙者引受け扶養致居候へ共本人ノ性行良ナラス且ハ拙者ノ家計モ困難ノ実情ニ在リ養育ニ困窮居候ニ付右児御収容被下度相願候也

◇小学校長 MI の書簡(抄)

……膳本中の〔母〕HA女は内縁の夫の為傷害せられ遂に之が為め死亡いたしました。当時新聞紙上に於いて或ひは御記憶の御事もあるかと存じます。HA女は盲人にて祈禱などいたし粥の如きものをすゝり村の救助などを受けて居った者です。

其の私生児HF六歳 母死後石巻の芸子芸妓置屋へ養女に貰はれしも寝小便をするといふかどにより返され多少の縁ある赤井村の母の近隣のHDが引取りました。此のHDが厄介者視して可なり虐待をいたした模様でありました。HDの生計も村で最末等であります。世話するものがありまして、虻田村の某に又此の六歳女が来てやられました。ところが間もなくまた返されて来ました。

その後のHDが六歳女をしいたげる状況は近隣の者が眼を覆ふて見るに忍びないと申して居ります。僅か一年ばかりの間に六歳の児童の性向の変化には全く驚くの外なく十二、三歳の不良少年のやうな心性になってしまった様子で御座います。

食物は勿論夜は別室土間へ藁を敷き六歳の女の子が一人寝せられて居るのであります。どう考へた見ましても此の年齢に在るものが斯うした性行になり且つこうした取扱を人間より受けなければならぬといふ事は考へられぬのであります。

世の中に悲惨事も多い事ですが此の子此の母の事を考へますとき涙なくしてはきかれぬ有様であります。種々の方法を以てHDに説ききかせましてもそれは無効に終ります。此の一人の子を救ふてくれる人は此の赤井村及近辺には見当たりません。

村長へも相談いたしました。役場へもHDを呼びました。結局之は感化院のやうなところへやって救ふてやる外ないと考えました。

世は春を迎へて居ります。此の子は此のままでは永久に暗い冬の生命を続けねばならず斯くては人一人を見す見す地獄へ陥してやるやうなもの考へさせられます。

当村長と種々相はかりましたところ子供の食料位は、村費を支出してやってもよいといふ事にきめてあります。

先生、御経営の育児院へ御配慮をお願いされないでせうか。……

1930 (昭和5) 年度分 4 ケース

参考：この年度の新規入所児 26人

No. 30-1 [MI]

- ①1926.3.2生 4歳 男 ②牡鹿郡石巻町 ③和歌山県 ④父(MK)死別、母子家庭・母就労困難 ⑤CH・母 ⑥1930.4.11 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎収容願

右者私実子ニ候処夫MK儀昭和四(1929)年一月十一日死亡其ノ後種々力ヲ尽シテ養育シ来リシモ何分女ノ手ヲ以テ養育困難今ヤ何共致シ方無之ニ付何カ職業ヲ求メテ其レニ従事致度候得共子供ヲ連レテハ夫レモ出来兼候ニ付何卒貴院ニ御収容ノ上御養育被成下度此段相願候也

No. 30-2 [KT]

- ①1927.3.10生 3歳 男 ②仙台市 ③黒川郡宮床村 ④母(KT)離別・父子家庭 ⑤KS・父 ⑥1930.8.31 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎収容願

右者今回妻KTト離縁シタルニ依リ此幼児ヲ連レテハ職業ニ従事スルコト困難殊ニ自分ハ馬車挽業ナレドモ夫レサハ売却シテ家ノ整理ヲナシタルガ今後ノ働キニ付塩釜方面ニテ労働ノ口モ有之候其ノ子供ヲ連レテハ雇手モ無之候ニ何卒御収容御養育被成下度此段御願申上候也

No. 30-3 [NH]

- ①1921.1.5生 9歳 男 ②東京府 ③千葉県 ④父母あり・父疾病 ⑤NS・父 ⑥1930.7.30 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎表題なし(父の書簡)

……過日短文にて御願迄申上候NHハ小生ノ二男ニ御座候へ共小生病氣ノ為目下非常ニ家計困却ノ折柄先生ノ御情ケニヨリ御面倒様ニ候へ共家事上〔情〕御推察ノ上宜敷御世話ノ程御願申度願上候

No. 30-4 [UK]

- ①1921.10.10生 9歳 男 ②仙台市 ③玉造郡一栗村 ④父母死別・孤児 ⑤MK・叔母 ⑥1931.1.26 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎収容願

右者私ノ甥ニ御座候不幸ニシテ彼ノ母ハ漸ク式歳ニナリシ時死亡シ父ハ亦一昨年死亡シテ全ク孤兒トナリ其ノ後転々人手ニ渡リ云フベカラサルノ虐待ヲ受ケ見ルニ忍ビズシテ私養育セントシテ昨年八月以来引取居候得共私トシテモ既ニ先妻ノ子三人モアル処ニ後妻ニ参リ今ハ幼兒モアル身ト相成加之養父母モ在命シ家族ノ關係上引続養育モ出来不申事情有之候間何卒特別ノ御憐憫ヲ以テ御収容被下度本人ノ戸籍謄本ヲ添此段願上候也

1931（昭和6）年度分 6 ケース

参考：この年度の新規入所児 19人

No. 31-1-2 [KT/KM]

- ①1922.11.15生 9歳 男／1927.9.24生 4歳 女
②仙台市 ③栗原郡金田村 ④父 (KN) 死別・母子家庭、母就労希望 ⑤KT・母 ⑥1931.10.8
⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎収容願

私夫 KN 儀昭和六（1931）年客月七日死亡致シ遺児ナル前記兩名ハ私ニ於テ養育致居候処自分ハ他家ニ雇ハレ働ク身ト相成候手許ニ於テ何共致難ク候ニ付何卒貴院ニ御収容御養育被成下度右御願申上候也

No. 31-3 [YT]

- ①1929.10.6生 3歳 女 ②仙台市 ③記載なし
④父疾病、母就労希望 ⑤YF・母 ⑥1931.11.20
⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

◎御願

私共ハ夫婦ト三歳ト一歳ノ一家四人暮ニテ常ニ内職ヲナシ細細ナガラモ生活致居候処夫ハ本年四月ヨリ病氣ニ罹リ内職ノ方モ休ミ同様ノ有様ニテ殆ント私一人ノ手ニテ生活ヲ續ケ居モ夫ノ看護ヤ二子ヲ育テナガラノ仕事ニテハ思フ様ニナラズ引〔替〕ヘテ生活上一方ナラヌ困難ニ迫リセメテ子ナリトモ手放シ仕事ニ精出シ何ントカ此ノ貧状ニ打ち勝チ進ミ度ト存ジ御慈悲深キ御院ニ三歳ノTノ養育ヲ御願申上度候

No. 31-4 [IK]

- ①1925.2.12生 6歳 女 ②仙台市 ③仙台市
④父不祥、母死別・孤兒 ⑤IR・叔父
⑥1931.12.16 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨

◎収容願

右ハ亡妹 IT ノ私生児ニシテ小生ニ於テ之ヲ養育ス可キ処家計不如意ニシテ実行致兼候ニ付貴院ニ御収容被下度別紙戸籍謄本相添ヘ此段奉懇願候也

No. 31-5-6 [SH/SS]

- ①1924.1.8生 7歳 女／1927.11.18生 4歳 男
②不祥 ③仙台市 ④父 (ST) 死別、母子家庭・母就労希望 ⑤SI・母 ⑥1932.1.27 ⑦記載なし
⑧不祥 ⑨戸

◎収容願

右者私実子に候処〔父〕ST 儀洋服製造業者なりしに昭和四（1929）年三月死亡し其の後自分は他家に雇はれて自活し二子は自分の実家に預け置きたるも実家に於いても家族多く引続養育を願はれざることと相成さらばとて自分が此の二子を連れては生活難□候に付何卒御収容御養育被成下度右御願申上候也

1932（昭和7）年度分 16 ケース

参考：この年度の新規入所児 42人

No. 32-1 [KT]

- *棄児（育児院玄関前、1932.5.19夜）
*以下の一部は後に判明したものも含め記載

- ①1931.2.6生 1歳 男 ②仙台市 ③仙台市
④棄児 ⑤KK・父 ⑥1932.5.19 ⑦記載なし
⑧不祥 ⑨メモ（捨てられた赤ん坊に添付）、收・請

◎（タイトルなし、原文のママ）

私事家事上の都合に依、此の小供御願申します。母が有りませぬから、私わこのあいだ御願にあがった者です。小供の名KT。院長様。

No. 32-2 [IH]

- ①1928.8.5 3歳 男 ②仙台市 ③登米郡登米町
④父疾病、母就労希望、他に兄と妹 ⑤ID・父
⑥1932.5.27 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨

○養育願

本人は当年五歳〔数え年〕にして尚八歳の兄と当歳の妹とあり、父は昭和七年一月より心臓病と肋膜炎とを病み最近肺も悪くなれり、父は病床に有る故母は産後四十日にして車を引きて父の商売〔古物商〕をなし又病弱となる。父も母も私立病院にて施療を受け又幼児の養育料として十五円許り市より補助を受けしも本人ある故母は働き兼ねる故

No. 32-3 [OT]

- ①1926.8.15 5歳 女 ②未定 ③伊具郡小斎村
④母不祥・父子家庭 ⑤OT・父 ⑥1932.6.25
⑦養育可ニ至ル迄 ⑧不祥 ⑨

○養育願

小斎村立小学校へ就学セシメタルモ生活不如意ノ為完全ニ通学セシムル事ヲ得ズ男手一人ニテ養育スル事不可能ナリシ為養育不可ニ至ル迄御依頼申上ゲ度ト存ジ□院セシメタルモノニ候

No. 32-4 [KM]

- ①1930.9.5生 1歳 男 ③仙台市 ④秋田県
⑤父 (KI) 死別・母子家庭、母疾病入院 ⑤KT・祖父 ⑦1932.8.25 ⑧不祥 ⑨戸、收、請

○養育願

本人父独立仙台市ニ居住寄留致シ居候処昨年三月死亡以来母 KY ニテ独立おでん業経営二人ノ子供ヲ養育致シ居候モ日下〔母〕KY 腸空扶斯ニ罹リ避病舎ニ入院施療ヲ受け KY ノ実家及縁家ニ於テモ生計困難ノ場合到底養育ノ力ナク如何トモ致難ク之レヲ扶養スル人ナク茲ニ不止得御願致候

No. 32-5 [FM]

- ①1930.6.3生 1歳 女 ②仙台市 ③宮城郡塩釜町 ④父不祥、母子家庭・母知的障害 ⑤HH・間柄記載なし ⑥1932.8.29 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨

○養育願

母 FI 私生児、母ハ低能貧困ニシテ子ヲ養フ事能ハズ、親戚何レモ貧困ニシテ引取ル事能ハズ

No. 32-6 [NH]

- ①1928.10.12生 3歳 男 ②刈田郡川崎村 ③刈

田郡川崎村 ④父 (NS) 未決収監中、母就労希望、他に妹 ⑤NM・母 ⑥1932.8.31 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨

○養育願

母の郷里は岩手県東磐井郡藤沢町〔以下略〕父は罪を犯し石ノ巻刑務所に未決として収容され〔本人〕NH 及妹 NM (二歳) の二児を伴ひては生計営み難き故

No. 32-7/8 [ST/SM]

- ①1930.7.8生 2歳 男/1932.4.8生 0歳 (4ヶ月) 男 ②仙台市 ③仙台市 ④父失業中・(詐欺罪で収監中) 母就労希望 ⑤NN・母 ⑥1932.9.7 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

○養育願

父は印刷代理店を務め居れり失業中詐欺罪を犯し ST と SM を抱きて生活中なし難き故二児を収容下され度し (母は産婆看護婦の免状を持つ)

No. 32-9/-10 [FK/FT]

- ①1927.4.15生 5歳 女/1931.8.23 1歳 女
②仙台市 ③岩手県 ④母収監中、父就労困難 ⑤FZ・父 ⑥1932.10.18 ⑦母の出所迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

生計不如意の結果母 FI 窃盗をなし検事局に送局せられ乳幼児ありては父労働に差支へを生ずる故母の出所まで収容せられたし

No. 32-11 [SS]

- ①1931.12.20生 0歳 ②仙台市 ③岩手県 ④父 (SG) 離別 (DV か?)、母子家庭・母病弱 ⑤SY・母 ⑥1932.11.3 ⑦1932.12 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

夫 SG の放蕩に愛想をつかし二児を伴ひて夫の許より逃げ母子ホーム〔仙台母子ホーム〕に収容されたるも産後肥立悪くして静養の必要ある故等分の間収容願ひ度

No. 32-12 [SS]

- ①1931.10.26 1歳 男 ②岩手県 ③桃生郡赤井村 ④母 (SR) 死別・父子家庭 ⑤SY・父 ⑥1933.1.17 ⑦10年後 ⑧不祥 ⑨

○収容願

母SRハ昭和七(1932)年十二月 腹膜炎ノ為死亡
貧困ニシテ幼児ヲ抱キテハ生計立テ難キ故

No. 32-13/14 [SH/SN]

- ①1929.1.12生 3歳 男/1930.5.9生 2歳 男
②記載なし ③宮城郡七郷村 ④母(SM) 失踪家
出・父子家庭、父就労困難 ⑤SK・祖父
⑥1933.1.17 ⑦尋常小卒業迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

父SK大工職なりしも失業中、妻に家出され六歳
と四歳の男の子を抱きて働きに出づる事も出来ず
扶養なし難き故

No. 32-15 [HY]

- ①1932.8.18生 0歳(5ヶ月)女 ②仙台市
③長崎県 ④父(HJ) 離別・虐待(DV)、母子家
庭、母就労困難 ⑤HM・母 ⑥1933.2.14 ⑦小
学校卒業迄 ⑧不祥 ⑨

○収容願

昭和五(1930)年ニ夫HJト婚姻シ当年四歳
(男)三歳(男)二歳(女)[いずれも数え年]ノ
三児ヲ産ミタルモ夫ノ虐待ニ耐エズ合議ノ上離婚
シ長男ハ夫ニ長女ハ夫ノ姉ニ次女[本人]ハ自分
ガ引取タルモ幼児ヲ抱キテハ生計立チ難ク且又現
在カフェーニ勤メ居ルモ今後他ニ真面目ナル職ヲ
求メタキ故

No. 32-16 [MT]

- ①1929.9.3生 3歳 男 ②仙台市 ③不祥 ④父
(MM) 死別・母子家庭、母就労困難 ⑤MH・母
⑥1933.2.16 ⑦小学校尋常科卒業迄 ⑧不祥 ⑨

○収容願

昭和七(1932)年四月夫[MM]に死別し三人
の子供を抱きて生計の途立たぬ故

1933(昭和8)年度分 13ケース

参考：この年度の新規入所児 18人

No. 33-1 [OY]

- ①1930.10.24生 2歳 男 ②仙台市 ③山形市
④母(ON)死別・父子家庭、就労困難 ⑤OY・父

- ⑥1933.4.7 ⑦1933.4未迄 ⑧不祥 ⑨

○収容願

昭和七(1932)八月一日妻[本人の母]ニ死別
シ其ノ後二名ノ乳呑児ヲ抱ヘ職ニ断ラレ昭和七年
八月ヨリ今日マデ長男弥太郎ト暮シ来ルモ今後職
ヲ求メテ動クニモ四歳ノ児供ノ為ニ困リ居ル次第
ニ御座候

No. 33-2 [SM]

- ①1931.2.17生 2歳 男 ②北海道 ③山形県
④父(SS) 死別・母子家庭、就労困難 ⑤ST・問
柄不祥⑥1933.5.23 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨

○養育願

昭和七(1932)年五月父死亡後幼児を抱き扶養
致シ難き故

No. 33-3/4 [TJ/TS]

- ①1923.7.6生 9歳 男/1926.7.6生 6歳 男
②仙台市 ③④父死別、母子家庭、就労困難
⑤TK・叔父 ⑥1933.6.5 ⑦小学校卒業迄
⑧不祥 ⑨戸

○収容願

TJ/TSノ父ハユクエ不メイ、昭和七(1932)拾
月死亡ノ為メニ扶養ナシガタキ、生活ニ苦シクヤ
モヲエツ御願致シマス

No. 33-5 [I I・仮名]

*棄児・浮浪(仙台市内M百貨店で発見)

*当初の収容願(発見者KY提出)は本人の言
に基づき記入したため正確でない。以下の一部は
後の調査結果による

- ①1926.5.5生 9歳 男 ②居所なし(流浪) ③未
入籍 ④棄児 ⑤KY・[当時の発見者]
⑥1933.9.1(当初の収容時) ⑦記載なし ⑧不祥
⑨

○収容願

本人、鉛筆ノ行商ヲ為シツツ来仙セルヲ昭和十
三年七月二十七日三越百貨店内ニテ発見ス両親は
水戸市内で同棲していたが、不和で離別。本人は
父(IF)と生活していたが消息絶えた(家出?
か)、父の居所不明

No. 33-6 [IK]

- ①1932.3.13生 1歳男 ②仙台市 ③福島県 ④父(IT)失踪・母子家庭、母妊娠中 ⑤IM・母
⑥1933.10.26 ⑦六年後(1939.10) ⑧不祥
⑨

○収容願

[本人] IKの父(IT、別姓)ノ行方不明且[母ハ]妊娠中生計困難ニシテ扶養義務者ナシ

No. 33-7 [TH]

- ①1933.11.22生 0歳(生後8日)女 ②仙台市
③宮城郡松島町 ④母不祥・父子家庭 ⑤TA・父
⑥1933.11.30 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

[事由・事情の記載なし、収容後本人死亡か?]

No. 33-8 [AK]

- ①1933.8.10生 0歳(3ヶ月)男 ②牡鹿郡大原村
③②に同じ ④母(AH)死別・父子家庭、就労困難、他に子女7人 ⑤AZ・父 ⑥1933.12.9
⑦1939.12迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

[父] AZ夫婦間ニ八人ノ子女アリ労働ニ依リ毎日糊口ヲ凌キツツアリシ処本年十一月二十五日妻[本人の母] AH死亡、[父] AZ幼児ヲ看護スルトキ家族ヲ扶養スルコト能ハサルニ因ル

No. 33-9 [SH]

- ①1927.8.18生 6歳男 ②仙台市 ③岩手県
④父疾病入院、母就労困難 ⑤SC・母 ⑥1934.2.2
⑦一ヶ年位(1935.1末迄) ⑧不祥 ⑨戸、收、請

○収容願

従前ノ住所ニ於イテ父病氣ノ為公費救護ヲ受ケ生計ヲ営ミシモ、[本年] 一月二十八日結核療養所ニ入院セル為母チトノハ妊産婦扱イニ派出セントスルモ子供SHノ為能ハス依ッテ一ヶ年位御院ハ御依頼ノ希望ヲ有ス

No. 33-10/—11 [KT/KK]

- ①1924.12.15生 9歳男/1927.9.6生 6歳女
②石巻市 ③不祥 ④母(KI)死別・父子家庭、父疾病入院 ⑤石巻市役所・藤井勝雄
⑥1934.2.10 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

昭和七(1932)年冬母親は肺結核にて病死昭和八(1933)年三月父病床(結核)に付きたるため家業を廃し八(1933)八月家計を助け居たる姉も病死し石巻市にて救護を受け居たるも父は二月六日より日赤に入院扶養者なき故

No. 33-12 [OB]

- ①1933.7.13生 0歳(7ヶ月)男 ②仙台市 ③仙台市
④父不祥、母(OK)死別・孤児 ⑤OY・祖母
⑥1934.2.19 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

本乳児ハ父不祥ナルタメ[母] OKノ私生児トシテ生レタルモ昭和八(1933)年十一月二十二日母OKハ死亡シタルニ他ニ親戚縁故者ハ引受ケ哺育シ得ルモノナキタメ元来赤貧ニシテ全家族 人扶養スルニ常ニ縫糸石鹸等ノ行商ヲナシ漸ク其ノ日ヲ送り居ル身ヲ以テ私が引受ケ哺育セシニ現時ノ不況ノ折リトテ女ノ手ニテ乳児ヲ哺育シナガラ行商シテハ意ノ如ク収入ナク毎日不足ヲ告ゲ一家生活ニ窮スルモ之レヲ助ケ得ル資力ヲ有スル親戚縁故知人ナキタメ一家滅亡ノ外ナキタメ不本意ナカラ茲ニ院児トシテ収容養育方ヲ願フニ至リタルモノナリ

No. 33-13 [ST]

- ①1932.6.16生 1歳女 ②仙台市 ③仙台市
④母(SM)死別・父子家庭、就労困難 ⑤SY・父
⑥1934.3.31 ⑦1935.4 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

母親に死なれ父は貧困なるに幼児を抱きて働きに出づる事もならず他に扶養義務者なき故

1934年度(昭和9)分 入所・収容願 35ケース

参考：この年度の新規入所児 58人

No. 34-1 [AK]

- ①1933.1.5生 1歳男 ②仙台市 ③黒川郡吉岡町
④父疾病、母就労 ⑥AK・母 ⑥1934.4.6
⑦1934.12迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

父二三年來ヨリ病床ニアリ母職業婦人トシテ働キ父ノ薬代ヲ得ルニ付幼子ヲ手ニシテ十分ナル働

キラ出来ヌ事ヨリ院ノ御世話ナル

No. 34-2 [OM]

- ①1933.10.31生 0歳 女 ②栗原郡築館町 ③沖縄県 ④母 (OK) 疾病・病臥 ⑤OK・父
⑥1934.4.8 ⑦三、四ヶ月位 ⑧不祥 ⑨

○収容願く手書きで「委託願」と修正)

母ノ下ニ養育セラレタルモ母病氣ノタメ育児不能トナリタル為

No. 34-3 [HS]

- ①1933.4.1生 1歳 男 ②仙台市 ③岩手県
④母 (HY) 疾病・病臥 ⑤HT・父 ⑥1934.5.1
⑦記載なし ⑧不祥 ⑨収・請

○収容願

母 HY は昨年九月より病臥し父は大工職なるも乳児ありては働きに出づる事もならず他に扶養義務者もなき故

No. 34-4 [KH]

- ①1934.2.27生 0歳(2ヶ月)男 ②仙台市 ③岩手県 ④母 (KT) 死別・父子家庭 ⑤KS・父
⑥1934.5.10 ⑦満十三歳迄 ⑧不祥 ⑨戸、収、請

○収容願

母 KT 産後病死(昭和九年三月十三日死亡)乳児ヲ抱キテ生計立チ難キニ依ル

No. 34-5 [SK]

- ①1934.6.4生 0歳(3ヶ月)男 ②仙台市 ③伊具郡館山村 ④父 (TK) 死別・母子家庭、就労困難
⑤ST・母 ⑥1934.8.2 ⑦1940.8迄 ⑧不祥
⑨戸、収、請

○収容願

[母は] 昭和八(1933)年九月[父] TK (農業) と結婚せるも、[父は] 本年四月心臓病の為三十歳にして死亡、其の後[本人] SK 生まれたり、仍て幼児を抱きて生計立難き故

No. 34-6 [SK]

- ①1928.7.15生 6歳 男 ②仙台市 ③仙台市 ④父失業中病弱、母就労 ⑤SH・父 ⑥1934.8.11
⑦尋常小学校卒業迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

父は失業中神経痛を病み最近稍々回報に向ひ駅前安藤旅館の風呂番をなし母は他家の炊婦として漸々糊口を凌ぐ有様にて SK の養育なし難き故

No. 34-7 / -8 / -9 [CE/CS/CC]

- ①1924.9.15生 9歳 男 / 1925.11.30生 8歳 男 / 1929.9.7生 4歳 女 ②仙台市 ③仙台市 ④母失踪家出、父死別・孤児 ⑤YD・町内自警団長
⑥1934.8.21 ⑦適齢迄 ⑧不祥 ⑨戸、収、請

○収容願

母 CF 昭和四(1929)年頃逃亡、父 CT 家出自殺をなし、秀林寺内に世話を受け居るも引続き同所に於いて受け難きに依る

No. 34-10 [SS]

- ①1934.2.9生 0歳(7ヶ月)男 ②仙台市 ③北海道 ④母 (ST) 疾病病臥、父就労困難 ⑤ST・父 ⑥1934.9.17 ⑦一ヶ年(1935.9迄) ⑧不祥
⑨

○収容願

妻[母] ST 脚氣ノ為病床ニ有リ乳児ヲ哺育シ能ハズ且又妻子ノ世話ヲナシテハ生計ニ困ル故

No. 34-11 [ST]

- ①1933.3.10生 1歳 ②仙台市 ③山形県 ④母 (IT) 離別・父子家庭、父障害(眼疾) ⑤SS・父 ⑥1934.10.1 ⑦1943迄 ⑧不祥 ⑨戸、請

○収容願

父 SS ハ無資産ナル日傭ヲ営ミ生活シ来リシカ昨年三月頃眼病ヲ患ヒ盲目同様ノ状態ニ有之内縁ノ妻 IT 女日傭ヲ営ミ微細ナル収入ヲ得糊口ヲ凌キ居リシカ本年二月妻 IT 離縁セシタメ一層窮状ヲ呈シ居候扶養義務者モ子供引受人モ無之如何トモナス能ハザルニ因リ不得已収容ヲ御願スル次第ニ有之候

No. 34-12 [IS]

- ①1929.2.10生 5歳 女 ②仙台市 ③黒川郡富谷村 ④父 (IG) 離別・母子家庭 ⑤IF・母
⑥1934.12.4 ⑦記載なし ⑧不祥
⑨戸、救護申請書(仙台市長宛、写)

○収容願

父 IG ハ日傭及ザル作り等ニテ困窮ノ生活ヲナシ
居リシガ三年前ヨリ突然盲啞ニナリ何等ノ働キヲ
ナス事能ハズ母ハ他家ニ出テ女中ヲナシ漸ク糊口
ヲ〔凌グ〕仕末ニテ IS 子ノ養育ナシ難キ故

◇救護申請書

家計貧困ノ為メ作春夫 G ト離縁シ二人ノ小供ヲ
一人ツ、分担各自働ク事トセリ乍併□婦事片足ノ
不自由ナル身ヲ以テ小供ノ養育スル能力ニ乏シク
頼リハ育兒院無料入院御養育ヲ御願申上度御収容
相成度奉願上候也

No. 34-13 [OT]

①1933.5.15生 1歳 女 ②岩手県東磐井郡岩清水
村 ③②と同じ ④母 (OK) 死別・父子家庭、就
労・出稼ぎ困難 ⑤OY・父 ⑥1934.12.6 ⑦尋
常小学校卒業迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

父ハ農業ヲ営ミ居リシガ本年六月妻ニ死ナレ続
イテ本秋ノ不作ニ合イ此ノ子ヲ抱キテ働キニ出ヅ
ル事能ハズ他ニ扶養義務者モ無キ故止ムヲ得ズ御
願イタス次第ナリ

No. 34-14/—15 [SM/SH]

* 双生児

①1934.2.24生 0歳 (9ヶ月) 女/1934.2.24生 0歳
(9ヶ月) 女 ②岩手県 ③岩手県 ④母 (ST) 死
別・父子家庭、他に二女一男 ⑤KM・叔父
⑥1934.12.6 ⑦十三歳迄 ⑧不祥 ⑨

○収容願

父 SK 炭焼業ヲ営ミ生活貧困ナリシ所ニ二女一男ア
リシ其ノ上本年双生児ヲ産ミテ後、妻死亡加之凶
作ノ為極度ノ貧窮シタルニ依リ収容救護希望

No. 34-16 [NS]

①1930.1.1生 4歳 女 ②仙台市 ③長崎県
④母 (KM) 失踪・父子家庭、就労困難 ⑤NK・父
⑥1934.12.9 ⑦一ヶ年 (1935.12迄) ⑧私費委
託・養育料5円 ⑨

○収容願

内妻 KM に留守中逃げられ一子 NS を抱きては
生計立ち難く且又生活難の故子女の教養意の如く
ならざる故

No. 34-17 [TK]

①1924.6.19生 9歳 男 ②柴田郡槻木町 ③柴田
郡村田町 ④凶作で貧窮 ⑤TS・父 ⑥1934.12
⑦1936.5迄 ⑧不祥 ⑨戸、槻木町長の貧困証明
書

○収容願

本人ハ元来生活困難ノ家庭ニ成育シ一家ハ小作
農及日傭ヲ正業トシテ辛ウジテ糊口ヲ凌ギ来リシ
ガ今年ノ不凶ハ農作物日雇先ノ減少トナリテ到底
一家ノ維持困難トナル從ッテ本人モ幼少ナガラモ
家ヲ離ルルコトヲ決意ス偶々御院ノ救ヲ求メント
スル次第ナリ

No. 34-18 [KT]

①1928.3.26生 6歳 男 ②岩手県 ③②と同じ
④父 (KS) 死別・母子家庭 ⑤KS・母 ⑥1935.1
⑦尋常小学校卒業迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

1930年父 KS 死亡せしにより労働力半減し漸次
困窮し来れり昨年の凶作に依り其の極に達せし為
次姉は身売りし、兄弟相い別れざるべからざる身
となる

No. 34-19 [KN]

①1934.1.11生 1歳 女 ②岩手県 ③②と同じ
④父不祥・母子家庭 ⑤KS・祖母 ⑥1935.1 ⑦
尋常小学校卒業迄 ⑧不祥 ⑨

○収容願

昭和五 (1930) 年祖父 KS 死亡後極度に困窮せ
し農家にして今は祖母 KS、母 KS が農業労働者と
して一家の生計を立てつつある家に私生児として
生れ、叔父 KT [前掲 No. 34-18のこと] と共に生
家を出ねばならぬほどになった

No. 34-20 [HM]

①1931.7.3生 3歳 女 ②仙台市 ③仙台市
④母 (HN) 死別・父子家庭 ⑤HS・父
⑥1935.1.4 ⑦1938年迄 ⑧不祥 ⑨

○収容願

* 事由の部分の記載なし

No. 34-21/22 [OK/OK]

①1927.5.25生 7歳 男/1932.11.7生 2歳 男 ②柴

田郡槻木町 ③②と同じ ④父 (OK) 疾病病臥中
⑤OK・母 ⑥1935.1.15 ⑦記載なし ⑧不祥
⑨戸

○収容願

農業ヲ以テ生業トナシ居リシガ凶作ニ依リ生活
ノ途絶エ父ハ神奈川県川崎市ニ出稼ギニ出タルモ
病氣ニテ目下臥床中他ニ扶養者モナキ故

No. 34-23/24 [KM/KS]

①1926.5.20生 9歳 男/1928.5.6生 6歳 男
②柴田郡槻木町 ③柴田郡金ヶ瀬村 ④父 (KT)
失踪・母子家庭⑤KH・母 ⑥1935.1.1 ⑦活路を
得て可成り早く引取の見込なれとも現在の俵にて
は到底其の見込相立たざるものなり ⑧不祥
⑨戸、槻木町長の貧困証明書

○収容願

願人ハ金ヶ瀬村 KT ト婚姻四子ヲ挙ゲタルモ夫
KT ハ生活困難ノ為メ昭和八 (1933) 年三月行衛不
明トナリ願人ハ止ムナク子ヲ引連レテ実家ニ歸リ
タルモ実家モ又赤貧ナレハ遇々婚家ニ子ノ引取り
方ヲ要請シタルモ之ニ応スル氣配ナキヲ以テ御院
ノ救護ヲ受ケントスル次第ナリ

No. 34-25 [KG]

①1933.4.1生 1歳 男 ②岩手県 ③岩手県
④母 (KA) 死別・父子家庭 ⑤KK・父
⑥1935.1.12 ⑦尋常小学校卒業時 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

父ハ農業ニ依リ生計ヲ立テ居リシガ昭和九
(1934) 年一月突然妻ニ死ナレ続イテ此度ノ凶作
ニ全四人ノ子供ヲ抱キ如何トモナシ難ク他ニ扶養
義務者モナキ故最年少ノ KG ヲ願ヒ度

No. 34-26 [KH]

①1934.12.25生 0歳 (生後25日) 男 ②仙台市
③仙台市 ④父死別・母子家庭 ⑤KY・母
⑥1935.1.14 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸、救護申
請書

○収容願

母ハ夫死亡後六十七歳ノ老父ト二人ノ子供ヲ抱
キ生計ノ途立タヌ故

◇救護申請書 (仙台市長宛、写)

家系貧困ノ為乳児ヲ育院院へ無料入院御許可相

成度奉願候也

No. 34-27 [SG]

①1934.9.9生 0歳 (4ヶ月) 男 ②仙台市 ③気
仙郡気仙町 ④母 (SH) 失踪・父子家庭 ⑤SR・
父 ⑥1935.1.26 ⑦尋常小学校卒業迄 ⑧不祥
⑨

○収容願

家計困難ナルニ妻 [本人の母] ニ家出サレ如何
トモナシ難ク他ニ扶養義務者モナキ故

No. 34-28 [SA]

①1929.6.20生 5歳 男 ②柴田郡船岡村 ③②と
同じ ④父 (SS) 死別・母子家庭、母疾病 (実家
で療養中) ⑤SF・母および KT・叔父 ⑥1935.2.2
⑦本人13歳迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願 (*願人は SF らの連名だが、証明人の船岡
村方面委員 MY の代筆か)

昭和六 (1931) 年九月式拾八日父 SS 死亡ニ付生
活極度ニ困窮シ兄二名ハ各々親類亦ハ他家ニ奉公
ニ出テ母ハ夫ノ死亡後精神ニ異常ヲ来シ実家ニテ
引取り母ヲ看護セシ状態ナリ然ルニ実家モ又公私
ノ救護ヲ受ケツツアルニ付 [育院への] 入院ヲ
必要ト認メタリ

No. 34-29 [IK]

①1928.3.31生 6歳 男 ②仙台市 ③仙台市
④父不祥、母 (IH) 死別・孤児 ⑤IK・大叔父
⑥1935.2.9 ⑦1936.4.25迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

母 IH 昭和十 (1935) 年一月十二日死亡シ孤児ト
ナリ扶養義務者ナキ為小生引取りマシタガ貧困ノ
為養育ナシ能ハズ仍而収容ヲ御願ヒ致ス次第デア
リマス

No. 34-30 [SG]

①1931.6.7生 3歳 男 ②柴田郡船岡村 ③②と
同じ ④母 (SK) 死別・父子家庭、父障害・眼疾
⑤ST・父 ⑥1935.3.7 ⑦満十三歳迄 ⑧不祥
⑨戸

○収容願

父 (ST) 幼少ノ際眼病ニ罹リ歩行ニモ差支ヘ
ル程度ニテ農事ニ従事致スモ半人前ニテソレニ加
フルニ本年二月妻 [本人の母] 死亡シ生活困窮甚

ダシク常ニ公私ノ救助ヲ受ケオルモノナリ家族七人ニテ SG ヲ御院ニ入院ヲ必要ト認メタリ

No. 34-31 [OK]

- ①1933.12.22生 1歳 男 ②仙台市 ③福島県
④父 (OM) 失業・失踪、母子家庭、就労希望
⑤OH・母 ⑥1935.3.11 ⑦八、九歳位迄
⑧不祥 ⑨戸、救護申請書

○収容願

三兄ヲ抱ヘ夫〔本人の父〕ハ長ラク失業シ生活困憊ヲ極メツツアリシガ本年一月十四日夫ハ失踪シ行方不明、止ムナク二兄ヲ実家ニ託セルモ凶作ニヨリ貧困目下他家ニ寄食中他ニ働キニ出ヅルニモ子供アリテハソレモナラズ止ムナク願出ヅ

◇救護申請書 (仙台市長宛、写)

三兄ヲ抱ヘ夫ハ長ラク失業シ生活困憊ヲ極メツツアリシモ夫ニ働ク意志ナク、本年一月十四日離別セシニ、夫失踪シ不明、内二兄ヲ実家ニ託セルモ凶作ニヨリ貧困、目下申請人〔WM〕ニ寄食セルモ前途ヲ考ヘ働カントスルモ幼児アリテ意ノ如クナラズ、育児院ニ託児セバ月二、三円ノ金額ヲ送付ノ見込ナリ

No. 34-32 [OT]

- ①1931.12.2生 3歳 女 ②仙台市 ③加美郡色麻村
④父 (SH) 離別、母子家庭・就労困難 ⑤OS・母
⑥1935.3.14 ⑦尋常小学校卒業迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

四年前内縁ノ夫 SH ト離別後他家ノ炊婦トシテ転々働キタルモ子供連レニテハ思ウ様働キモ出来ス他ニ扶養義務者モナキ故

No. 34-33 [KS]

- ①1934.1.2生 1歳 男 ②刈田郡斎川村 ③福島県
④母 (KK) 死別・父子家庭 ⑤KK・父
⑥1935.3.17 ⑦1935.4迄 ⑧不祥 ⑨戸、齊川村長の実情調査書

○収容願

母死亡後奉公中ノ次女ヲ呼ビ寄セ其ノ守リヲ為サセシメミルクヲ与エテ今日ニ及ベリ母 KK 突然死亡シタルニツキ困窮極ニ達シ父日雇イヲ為シツツアル現状ナルヲ以テナリ

No. 34-34 [IH]

- ①1926.4.1生 8歳 女 ②岩手県 ③②と同じ
④父母死別・孤児 ⑤IE・祖母 ⑥1935.3.28
⑦尋常小学校卒業迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

昭和九 (1934) 年拾一月九日父 IT 死亡シ生活ニ困窮シツツアル折シモ昭和拾年三月三日母 IS 死去シ、現在ハ祖母 IE と IH、妹 IU (大平町ノ叔父ノ家ヘ行ク)、IY (昭和拾年一月1 遠野バプテスト教会子供ノ家ニ引取ラレル) トアリ、祖母ナルニ養育ノ力ナキニヨリテ収容ヲ願フ

No. 34-35 [ST]

- ①1923.7.2生 11歳 男 ②岩手県 ③②と同じ
④父 (SE) 死別・母子家庭 ⑤SY・母 (継母)
⑥1935.3.28 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

1931年5月父 SE 荷馬車作業中不慮ノ死亡ヲトゲ継母 SY ト〔本人〕 ST 並ニ其妹ノ四人ニテ生計ヲ立テツツアリシガ労働力不足ノ上昨年ノ凶作故全ク困窮シマシタノデ収容ヲ願フ

1935 (昭和10) 年度分 6 ケース

参考：この年度の新規入所児 13人

No. 35-1 [IY] *前掲 No. 34-34の妹

- ①1930.11.29生 4歳 女 ②岩手県 ③②と同じ
④父母死別・孤児 ⑤IE・祖母 ⑥1935.4.21
⑦尋常小学校卒業迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

昭和九 (1934) 年十一月父 IT 死亡シ生活ニ困窮シツツアル折本年三月三日母 IS モ死亡、老母 IE ノ働キニテハ養育ナシ難キ故

No. 35-2 [SM]

- ①1934.3.24生 1歳 女 ②本吉郡志津川町 ③②
と同 ④母 (SY) 死別・父子家庭 ⑤SY・父
⑥1935.9.13 ⑦1936.8 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

〔父〕 SE 日傭業ヲナシ生業ヲ立テ居リシモ妻〔母〕 SY 本年二月肺炎加答児ニ罹リ其ノ日暮シノ生計ニテ医療費ナク救護法ニ依リ志津川町ヨリ施

療ヲ受ケ居リタルモ昭和十(1935)年六月十六日長男 SY(1929.5.28生) 長女 SM ヲ残シ死亡シ二歳〔算え年〕ノ SM 手許ニアリテハ労働ニ従事ナシ能ハジ里子ニト思ヒ方々ニ願ヒタルモ母ノ病氣悪性ノモノニテ交渉不成立ニ終リ其ノ日ノ生計ニ困リ親子三人路頭ニ迷フ次第ニテ長女 M ノ収容ヲ願フモノナリ

No. 35-3 [KS]

- ①1925.5.20生 10歳 女 ②仙台市 ③黒川郡
④父 (KT) 死別・母子家庭、就労困難 ⑤KK・母 ⑥1935.9.13 ⑦一ヶ年(1936.9迄) ⑧不祥
⑨

○収容願

夫〔本人の父〕は連坊小路ニテ車夫ヲナシ生計ヲ立テ居リシガ本年六月突然心臓麻痺ニテ死亡、十一歳(女)六歳(男)四歳(男)一歳(男)〔いずれも算え年〕ノ四児ヲ抱キ他ヘ働キニ出ヅル事モ出来ズ生計立チ難キ故

No. 35-4 [ST]

- ①1925.8.13生 10歳 女 ②伊具郡角田町 ③②と同じ ④父母死別・孤児 ⑤TT・間柄記載なし
⑥1935.12.26 ⑦1945.3迄 ⑧不祥 ⑨戸、誓

○収容願

七年前〔本人〕STの母〔TT〕死亡、父は本年十月脳梅毒の為に発狂〔後、死亡〕公私の救助に依りて生活し、且つ扶養義務者なく、妹は大坂方面の紡績工場にて労務し父違いの兄は肺結核にて向山療養所に入院治療中

No. 35-5 / 6 [SM/SK]

- ①1927.12.8生 8歳 男 / 1930.1.7生 5歳 女
②不祥 ③山形県 ④母 (ST、別姓) 死別・父子家庭 ⑤(救護委託者・鳴子町長) ⑥1936.3.1
⑦記載なし ⑧救護委託児童 ⑨戸、父の書簡添付、收、請

○収容願

〔事情・事由の記載なし〕

◇父の書簡

……SM、SKの抄本早速御送付致し度二十八日米沢より帰形致せしも其の土日曜日にて間にあわず遅れて申し訳なく候……国元の小供等も丈夫に

で暮らし居り候私も丈夫で更生に辿りつつ之有り候間他事乍ら御休心下被小供等の事幾重にも御願ひ申上候必ず身を立てて朗かなる家庭を作る事を毎日楽しみにして働き居り候小供等の御面倒を何卒御願ひ申上候……

1936 (昭和11) 年度分 15ケース

参考：この年度の新規入所児 22人

No. 36-1 [AY]

- ①1933.8.9生 2歳 男 ②仙台市 ③牡鹿郡女川町 ④父失業中〔母 AK ありと仮定〕 ⑤AK・父
⑥1936.4.13 ⑦三ヶ月後(1936.7迄) ⑧不祥
⑨

○収容願

〔父は〕昭和十一(1936)年一月二十八日迄宮城県電気局塩釜出張所ニ勤務セルモノノ後職ナク幼児ノタメ就職運動モ意ニ任セズ、已ムヲ得ズ就職シテ生活能力ヲ回復スルマデ収容相願度

No. 36-2 [TT]

- ①1935.7.5生 0歳 女 ②仙台市 ③仙台市 ④父 (TS) 死別・母子家庭、就労希望 ⑤TS・母
⑥1936.5.11 ⑦1938.5まで ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

本年四月三日父ヲ失ヒ一時路頭ニ迷ヒ市ノ救護ヲ受ケアルモ此ノ俣ニテハ自滅ニ等シキヲ以テ長男長女二男二女ヲ父母ノ兄弟ノ下ヘ一人宛夫レ夫レ預ケタルモ三女〔本人〕ヲ預カル所ナキヲ以テ願出ヲ為スモノナリ願叶ハバ経験ヲ有スル付添看護婦ヲ為サントスルニ有り

No. 36-3 / -4 [MS/MH]

- ①1925.3.2生 11歳 女 / 1934.4.18生 2歳 女
②仙台市 ③山形県 ④父 (MK) 疾病、母就労 ⑤SI・母 ⑥1936.6.10 ⑦当分見込立ち難し
⑧救護委託児童 ⑨戸、救委(仙台市長)、救調(仙台市長)、請

○収容願

父 MK 長期ニ渉ル疾病ノ為勞務不能僅カニ母ノ内職ニ依リ一家ヲ糊シ子女ノ養育不能且ツ扶養義務者無キニ依ル

◇要救護者調査書（仙台市長名）

MK 十数年前結婚と同時に小サル牛肉店ヲ本市大町ニ開業シテ人生ノスタートヲ切ツテ併シ彼ノ乗り出シタトキハ恰モ契機ノ下降期ヤガテ間モナク襲来シテ世界恐慌ト之競合シテ其ノ影響ヲ更ニ重加ス冷害凶作、並ニ過小農制ニ基因スル日本の特ニ東北の農業恐慌トノ交錯ノ中ニ他ノ一般中小商店ノ運命ト同様、彼ノ店モ亦倒産閉店ノ已ムナキニ立チ到ツタノデアッタ。零落後ノ彼等ニハ建設的ニ反発スル氣力ナク、自棄的ナ途ヲ歩キ、ブローカー、街頭写真師。女給等。

昭和十年四月MKハ慢性胃疾患ノ為医療救護（市立病院ニ入院）並ニ生活扶助ヲ受ケ、同十一月健康回復ト同時ニ救護ヲ廃止シ現在ニ及ンダ。然ルニ本年二月頃ヨリ再ビMKノ病勢悪化シ、三月肺結核ヲ宣告セラレ再ビ救護ヲ要スルに到つたものである。

救護法第一条第一項第二号及第四号該当者、二男MHニ法十三条適用、仙台基督教育児院ニ委託収容スルヲ必要且ツ適当ト認ム。

No.36-5 [KH]

- ①1931.5.10生 5歳 男 ②仙台市 ③宮城郡七郷村 ④母(KT) 離別・父子家庭、父収監中 ⑤KB・父 ⑥1936.6.19 ⑦1939年 ⑧救護委託児童 ⑨救委（仙台市長）、救調（仙台市長）、請

○収容願

父KBハ空箱売買ヲ業トシ微細ナル収入ヲ得生活シ来リシガ今回悪事ヲ犯シ檢挙サレ残サレシ子供H（六歳）隣家ノSM見ルニ忍ビス一時引取ラレ保護セシモ是レトテ家族多数ヲ有シ生活困難ナルヲ以テ止ムヲ得ズ願出ヅ、他ニ扶養能力アル者ナシ

◇要救護者調査書（仙台市長名）

KHノ父KBハ古箱売買ヲ業トシKHト二人暮ラシラシテ来タノデアルガ去ル六月八日仙台飛行場ヨリガソリン十六缶ヲ窃取シ仙台署ニ檢挙セラレ目下留置中ノ為、KHハ不容疑武者ヲ失ヒ救護ヲ要スルニ到ツタノデアル。

尚KBの経歴は次の如くである。

本人ハ本籍地ニ於テ出生、二歳ノ時父ニ死別セルヲ以テ母ハ彼ヲ連子シテ本市東町〔中略〕T某ニ嫁シタ為、彼〔KB〕ハ以後T家ニ於テ成長、東

八番丁小学校ヲ卒へ、十八歳ノ時、札幌、帝国製麻ノ職工トナリ兵役ニ服務スル迄勤務、除隊後日傭、次で古箱売買（月収二十七、八円位）ニ従事シ現在ニ及ンダ。

ソノ間、除隊後間モ無ク高砂村中野ノKSト結婚、長男KHヲ儲ケタル後、昭和九年〔妻〕Sノ男女関係ニ基因シテ離婚、Sハ旧夫KBノ目ヲ逃レツツ再婚シタトノ風評デアル。又KBノ犯罪関係ヲ見ルニ兵役服務中万年筆ヲ窃取シテ禁固三ヶ月ニ処セラレ、次デ大正十一年頃窃盜（金）ニ依リ懲役六ヶ月ニ処セラル。

救護法第一条第一項第二号該当者、長男KBニ法題十三条適用仙台基督教育児院ニ委託収容スルヲ適当且ツ必要ト認ム。

No.36-6 [CT]

- ①1936.5.5生 0歳（1ヶ月）男 ②仙台市 ③仙台市 ④父(CT) 収監中、生活困難、母乳不充分 ⑤CH・母 ⑥1936.6.23 ⑦本人13歳時 ⑧救護委託児童 ⑨戸、救委（仙台市長）・救調（仙台市長）、収

○収容願

夫CTハ日雇人夫等ヲナシ生活シ来リシモ1936年5月19日強盜ノ嫌疑ニテ目下勾留中是レガタメニ妻及其ノ子CT（乳児）ノ生活不可能トナリ且ツ母乳充分ナラズ止ムヲ得ズ収容願出ヅ

◇要救護者調査書（仙台市長名）

C一家ハ日雇労働者ナル主人CT五月十九日強盜ノ嫌疑ニテ目下勾留中、且ツ妻CHハ産後肥立良好ナラズ目下医療ヲ受ケツツアリ其ノ日ノ生活ニ窮スル状態ナリ

加フルニCTハ前科数犯ヲ重ネタルモノニテ將來改善ノ見込ナキヲ以テ妻CH離婚ヲ希望シ居リ、又ハギノ母乳出デズ育児ニ困難ナル事情アリ、是等ヲ考慮スル時、収容救護ヲ要スルモノト認メラル

救護法第一条第一項第二号及第四号該当、長男CTニ法第十三条適用、仙台基督教育児院ニ委託収容スルヲ必要且ツ適当ト認ム。

No.36-7 [SS]

- ①1934.4.1生 2歳 女 ②仙台市 ③仙台市 ④父(SH) 死別、母(SM) 失踪・孤児 ⑤SK・

祖父 ⑥1936.8.11 ⑦本人13歳迄 ⑧救護委託児童 ⑨戸、救委（仙台市長）、救調（仙台市長）、請、メモ

○収容願

昨年五月父 SH 尿毒症ニテ病死シ本年七月二十七日母 SM 家出シ祖父 SK ハ職ナク糊口ニ窮シ他ニ扶養義務者モナク止ムラ得ズ収容願出ツ

◇要救護者調査書

長男死亡後昭和十一年八月一日塩釜ヨリ来仙、世帯主 SK、長男、妻及ビ SS ノ三人ハ長男妻ノ A 紡績株式会社女工トシテ得タル賃金ニ依リ生活ヲ営ム予定ノ処、長男ノ妻逃亡シタルヲ以テ老齡虚弱ノ本人ト幼児トハ茲ニ生計ノ途ヲ失フニ到リタルモノナリ。

救護法第一条第一項第二号該当、SS ニ法第二十一条、十三条適用、仙台基督教育児院ニ委託収容スルヲ必要且適当ト認ム。

No. 36-8 [HJ] ☆

①1936.1.1生 0歳男 ②仙台市 ③東京市 ④母疾病入院中 ⑤HY・父 ⑥1936.10.5 ⑦記載なし ⑧私費委託児 ⑨戸、救護調査書（育児院長宛、奉仕委員名）

○収容願

世帯主 HY ノ妻 HS ハ本年六月下旬ヨリ肋膜炎ニ罹リ九月二十四日ニ至リチフスニ犯サレ目下榴ヶ岡病院へ入院治療中ニテ幼児ヲ養育スル事困難ナリ依ッテ退院迄御願致度

◇要救護者調査書（育児院長宛、仙台市奉仕委員 SG）〔収容願とほぼ同文、他に次の部分あり〕

退院迄私費を以て収容保育（HY は A 紙の記者）

No. 36-9 / 10 / 11 [SH / SA / ST]

*本ケースの収容願は見当たらず、以下は石巻市の収容委託書による

①1930.5.27生 6歳男 / 1932.6.15生 4歳女 / 1934.8.25生 2歳男 ②不定 ③桐生市 ④父子家庭 ⑤一 ⑥1936.10.14（委託書日付） ⑦一 ⑧救護委託児童 ⑨戸、救委（石巻市長）、請〈収容事由・事情の記載なし〉

No. 36-12 [I S]

①1936.7.7生 0歳女 ②仙台市 ③山形県 ④父不祥・母子家庭、母就労 ⑤IT・母 ⑥1937.1.25 ⑦三ヶ年位（1940.1頃） ⑧救護委託児童 ⑨戸、救委（仙台市長）、救調（仙台市長）、請

○収容願

1936年11月岩手山町ヨリ来仙 SY 方ニ来リタルモ乳児ヲ抱キテハ働キモ出来ズ他ニ扶養者モナク止ムラ得ズ願出ツ

◇要救護者調査書（仙台市長名）

世帯主 IT ハ、本籍地ニ於テ出生セシモ貧困ノ為幼ニシテ同町花見丁荷車挽 MS ノ養女トナル。序ニ彼女ハ実父七十二歳ノ時ノ子ニシテ父ニハ彼女ヲ養育スル能力ガナカリシト。

而シテ養父モ亦貧困ナリシ為十三歳ニシテ子守奉公ニ出、次デ十六歳ニシテ酌婦ニ墜チ、福島県原ノ町、本県 上町、女川町、渡波町ヲ転々シ、昨年十二月二日岩手山町ヨリ本市ニ移転セルモノナリ。

IK ハ IT ガ営業ノ結果生レタル私生子女ナルモ、扶養義務者タル IT ハ月収十五円ニ過ギズ且、前借二五〇円ヲ有スル為到底 IK ヲ扶養スル能力ナシ。

生活扶助、収容救護、仙台基督教育児院ニ収容スルヲ適当ト認ム。

No. 36-13 [AS]

①1937.1.2生 0歳男 ②仙台市 ③本吉郡気仙沼町 ④父不祥・母子家庭、就労困難 ⑤AT・母 ⑥1937.2.25 ⑦二ヶ年位（1939.2迄） ⑧記載なし ⑨

○収容願

炊婦として他家に働き居りたるも乳児を抱きては十分の働きをなし難く他に扶養義務者もなく止むを得ず収容願出づ

No. 36-14 / 15 [NK / NC]

*本ケースの収容願等は見当たらず、以下は仙台市の収容委託書・要救護者調査書による

①1932.1.23生 5歳男 / 1934.1.18生 3歳女 ②仙台市 ③北海道 ④父（NS）離別（服役中）、母子家庭、母就労困難 ⑤KS・母 ⑥1937.3.27（収容委託書の日付） ⑦記載なし ⑧救護委託児童 ⑨戸、救委（仙台市長）、救調（仙台市長）、

請

◇要救護者調査書（仙台市長名）

NK、NCハ〔父〕NSノ子ニシテ〔母〕KSハNSノ妻タリシモノナルガ、離別セルモノナリ。NSハ前科四犯ヲ重ネ四年ノ懲役ニ依リ現在受刑中ノモノナリ。

KSハ二児ヲ連レ彼女ノ兄（福島県〔以下略〕）KY方ニ寄寓セシモ、同人ハ小作ヲ為ス貧農ニ過ギザル為、長ク留マルヲ得ズ。已ムナク彼女ハ二児ヲ伴ヒ十二年三月二十五日来仙セルモノナリ。然レドモトヨリ就職口ナク、直ニ路頭ニ迷ヒ、仙台警察署經由、救護ヲ願ヒ出アタルモノナリ。

扶養義務者ニシテ扶養能力ヲ有スルモノナシ、NK、NCノ両名ヲ仙台基督教教育児院ニ委託収容スルヲ適当トス（生活扶助、収容救護）。

1937（昭和12）年度分 7ケース

参考：この年度の新規入所児 22人

No. 37-1 [OJ] ☆

①1935.3.31生 2歳女 ②仙台市 ③亘理郡荒浜村 ④母(OM) 失踪・父子家庭 ⑤OS・父 ⑥1937.5.20 ⑦二月(7.20迄) ⑧私費委託児童・養育費9円 ⑨戸

○収容願

妻OMに家出せられ男手に依って養育致し難きに依る

No. 37-2 [TH]

①1937.4.9生 0歳女 ②仙台市 ③名取郡閑上町 ④母(OH) 精神病、父就労不能 ⑤TK・父 ⑥1937.5.21 ⑦1943.3迄 ⑧救護委託児童 ⑨戸、救委(仙台市長)・救調(仙台市長)、收、請

○収容願

〔本人の母である〕内縁の妻OH発狂し且つ〔父は〕日傭労働者なるを以て幼児を抱いては労働不能となり一家の糊口に窮する故

◇要救護者調査書（仙台市長宛、写）

TKハモト単身無産ノ農業労働者ナリシ処昭和七年出仙、以後日傭労働者トシテ生活中、一昨年OHト結婚。OHモ国分待チY屋ニ通勤女中トナリ共稼ギニテ一家ヲ指示セリ。然ルニ本年四月OH一

女THヲ分娩スルヤ精神ニ異常ヲ来シ、〔長女〕THヲ養育スルコト不能トナレルノミナラズTKハ〔母〕OHノ看護ノ為労働不能トナリ一家ハ糊口ニ窮スルニ到レリ。従ッテ〔長女〕THノ収容救護ヲ要スルモノナリ。

No. 37-3 [MS]

①1930.1.18 8歳女 ②塩釜町 ③柴田郡船岡村 ④父(MK) 離別・母子家庭、母就労 ⑤SA・母 ⑥1937.9.14 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨救護調査報告並意見具申書(育児院長宛、方面委員)

○収容願

〔本人〕MSハ〔父〕MKノ庶子トシテ産ル、〔母〕SAハMKニ妻子アルヲ知ラズシテ同棲セルモ後日之レヲ知りMSヲMKノ庶子トシテ入籍セシモ酒癖甚ダシク妻子扶養ノ義務ヲ果サズ依ッテMS四歳ノ時離別シテ今日ニ及ベリ然レド夜間勤務ノ関係上扶養到ッテ難キニ依ル

◇方面委員の救護調査報告並意見具申書（育児院長宛、方面委員）

SAノ実子MSハ福岡村〔略〕戸主MKノ二男トナッテ居ル。コレハ庶子ノコトナレトモ本籍地ヨリ戸籍謄本ヲ取寄セタルモノニアラズ塩釜町野寄留簿ニヨル。SAノ言ウ処ニヨレバMKハ大酒身定マラズ家族扶養ノ義務ヲ果サズSAハMS四歳ノ時ヨリ分カレ置来今日ニ至レリト言フ。現在女給生活、夜間勤務ノ都合ヨリMSノ育児院ニ養育ヲ依頼セントシ事情止ムヲ得ザルモノト認ム。

費用九円ハSA自ラ支弁スル覚悟ナリ。

No. 37-4 [KY]

*収容願等ハなし、以下ハ仙台市ノ収容委託書・被救護者調査表による

①1936.11.17生 0歳(11ヶ月) ②仙台市 ③栃木県 ④父不祥・母子家庭、母服役中 ⑤仙台市長 ⑥1937.10.29(救護開始日) ⑦記載なし ⑧救護委託児童(県費) ⑨戸、救委(仙台市長)・救調(仙台市長)、請

◇被救護者調査書（仙台市長名）

強盗殺人未遂罪にて懲役五年ノ刑に処せられ居る母KKと共に携帯乳児として宮城刑務所に入所中の所満一歳に達したるを以て宮城刑務所長より仙台市に引渡しありたるものなり、未だ二歳の幼

者にして生活能力全く無く且宮城刑務所の調査に依るに扶養義務者全くなし

No. 37-5 [KM]

- ①1936.2.8生 1歳 男 ②仙台市 ③仙台市
④母失踪家出・離別、父疾病 ⑤KK・父
⑥1937.11.17 ⑦尋常小学校六年卒業迄 ⑧救護委託児童 ⑨戸、救委（仙台市長）、救調（仙台市長）、請

○収容願

昨年十一月十五日妻ニ家出サレ其後父ノ手ニテ四人ノ子女ヲ養育シ来リタルモ到底今後養育ノ見込立タヌニ依リ止ムヲ得ス収容願イ出ツ

◇要救護者調査書（仙台市長名）

KKハモト鉄砲町ニ理髪店開業中ノ処、業績思わしからず、昭和十一年十月末妻子ヲ遺棄シテ東京ニ出奔セリ。妻ハ己ムナク店ヲ閉ジ市ノ救護ヲ受ケテ子女ヲ養育シ居リシ処、ヤガテ情夫ト同棲スルニ至リタルヲ以テ救護費ヲ廃止セラレタリ。其ノ中KKハ十二年六月婦仙シ妻ト離婚ノ上四児ヲ引取りタルモノナリ。

KKハ目下病氣中ニテ収入十分ナラズ四児ヲ扶養スル能力ナシ、且、幼者哺育ノ為勞務不能ヲ招来シツツアリ。

四男KMヲ仙台基督教教育院ニ委託収容スルヲ適当ト認ム。

No. 37-6 [SM]

- ①1933.1.1生 4歳 男 ②仙台市 ③東京市
④父（SK）離別・母子家庭、就労困難 ⑤SK・母
⑥1937.⑦記載なし ⑧救護委託児童 ⑨戸、收

○収容願

母SK（45歳）は数年前夫と生別子供を兄の宅へ依頼して他家に奉公し居りたるも今年一月兄の一家は全家を挙げて南米へ移住する事となりたる為めSMの養育に困却せる為め

No. 37-7 [KK] ☆

- ①1934.3.6生 3歳 男 ②仙台市 ③仙台市
④母（KT）死別・父子家庭 ⑤KK・父
⑥1938.2.12 ⑦1940.3迄 ⑧私費委託児童・養育料9円 ⑨

○収容願

父KKハ昨年十月九日妻KTノ死後未だ就学中ノ長男及二女ヲ相手ニ就業ノ傍ラ五人ノ子女ヲ養育シ来リシモ二男ノKK〔本人〕手許ニアリテハ他ニ働キニ出ヅル事モナラズ止ムヲ得ズ収容願出ツ

1938（昭和13）年度分 4 ケース

参考：この年度の新規入所児 25人

No. 38-1 [KT] ☆

- ①1936.5.6生 2歳 女 ②福島県郡山市 ③朝鮮・慶尚南道 ④母（YR）学校の寄宿舎に入居、父就労困難 ⑤KK・父 ⑥1938.6.20 ⑦十ヶ月（1939.4.30迄） ⑧私費委託児・養育料5円 ⑨戸

○収容願

母産婆看護婦学校在学中の処実習の為め寄宿舎に収容せしめたる故父其の後原籍地に引取り日中は保育園に預け晩は世話致し居るも商売上の支障又は炊事上の都合悪しき故

No. 38-2 [TK]

- ①1935.12.15 2歳 男 ②仙台市 ③秋田県
④父（TG）死別・母子家庭、母就労 ⑤TR・母
⑥1938.6.27 ⑦本人十三歳迄 ⑧救護委託児童
⑨戸、收、請

○収容願

郷里土崎港に居住中夫TG昭和十二（1937）年十二月心臓麻痺にて急死三人の子供を抱きて途方に暮れたるも、長男は夫の生家へ、二男、三男は願人の実家に委託して本年四月末来仙、大学病院に付添看護婦として働き居るも実家よ男TK〔本人〕の引取方を強制せられ困却せ〔しため〕御願申す次第なり

No. 38-3 [HT]

- ①1938.3.1生 0歳（6ヶ月）男 ②仙台市 ③仙台市
④母（HS）死別・父子家庭、就労 困難
⑤HK・父 ⑥1938.9.13 ⑦記載なし ⑧救護委託児童 ⑨戸、收、請

○収容願

父HK（43歳）は市の登録人夫をなし生計を立て居りたるも母HS（42歳）日赤にてルイレキの手術後心臓麻痺にて九月十一日死亡せる為め乳児の保

育なし難く十四歳を頭に六人の子女を抱き如何と
もなし難きによる

No. 38—4 [MK]

①1931.9.5生 7歳 ②仙台市 ③仙台市 ④父母
死別・孤児 ⑤MY・義姉 ⑥1939.2.14 ⑦記載
なし ⑧救護委託児童 ⑨戸、請

○収容願

願人MYは〔本人〕MKとは骨肉の関係あるに
非ざれど共に幼少の頃よりMK夫妻養子女として
養育せられたるも養父母相次いで死亡し年若き女
の殊に幼少の頃足腰を痛めて過激なる勞務をなし
得ざる身体なる故養育なし難きに依る

1939 (昭和14) 年度 10ケース

参考：この年度の新規入所児 36人

No. 39—1 [MK]

①1938.3.14生 1歳女 ②仙台市 ③仙台市 ④母
(MH) 死別・父子家庭、他に子5人 ⑤MK・父
⑥1939.4.9 ⑦記載なし ⑧救護委託児童
⑨戸、收、請

○収容願

父MKは竹細工業をなし居りたるに本年三月二
十五日突然妻MH卒中にて六人の子女を残して死
亡され男手一人にて六人の子女の容易ならず殊に
二歳〔数え歳〕のMK〔本人〕の養育までは到底
及び難く止むを得ず願出づ

No. 39—2 [KU]

*母はMH、そのため〔MU〕とも称す

①1938.6.27生 0歳(11ヶ月)女 ②仙台市 ③仙
台市 ④母(MH)失踪・父子家庭、就労困難
⑤KF・父 ⑥1939.5.6 ⑦記載なし ⑧不祥
⑨戸、收

○収容願

父KFは東三番丁M屋に勤め中母MHは二歳の
KU〔本人〕を置いて四月二十七日満州方面へ家出
したるため、他家へ勤めの身の男手にては到底乳
児の養育なし難きに依る

No. 39—3 [IK]

①1938.7.24生 0歳(9ヶ月)女 ②仙台市 ③
仙台市 ④母(IT)死別・父子家庭 ⑤IH・父
⑥1939.5.9 ⑦記載なし ⑧軍事扶助法による委
託・傷病兵 ⑨戸、軍事扶助法に依る収容委託書

○収容願

昨年八月二十五日妻IT産後死亡乳児IK〔本人〕
を残され他に三人の子女あり男の手にて養育なし
難きによる

No. 39—4 [KM] ☆

①1938.3.26生 1歳男 ②仙台市 ③柴田郡富岡
村 ④母病弱 ⑤KK・父 ⑥1939.6.14 ⑦記載
なし ⑧私費委託児童・養育料20円 ⑨戸

○収容願

母親病弱にして養育なし難きため

No. 39—5 [OK]

①1937.9.14生 1歳女 ②仙台市 ③福島県
④父(OY)失踪・母子家庭、母疾病入院 ⑤SK・
母 ⑥1939.8.7 ⑦記載なし ⑧救護委託児童
⑨戸、收、請

○収容願

〔本人〕OK(3歳)の父OYはOKの生後六日
目に母SK及び三人の子供を捨てて行く先不明と
なり母SKが他家に働きて現在まで三児を養育し
来れるも母は結核にかかり入院する事となり扶養
者なきため。

No. 39—6 [氏名不祥・US] *棄児

*収容願があるが、そこには、仙台市長宛の仙
台警察署長よりの「引渡書再録」との注記が
あり、育児院で作成したものと思われる

①0歳(生後80日位)男 ②③不祥 ④棄児
⑤仙台市長 ⑥1939.8.14 ⑦— ⑧救護委託児
童 ⑨委(仙台市長)、嬰兒引渡書(仙台市長宛仙
台警察署長名)、收、請

◇嬰兒引渡書(仙台市長宛、仙台警察署長名)

右ハ昭和十四年八月十四日午前三時三十分頃仙
台市東九番丁十八番地裁松院内ニ遺棄シ居リタル
旨届出有之本籍住居等不明ニシテ引取人ナキニ依
り本人着衣ト共ニ此段及引渡候也

記〔以下略〕

No. 39-7 [氏名不祥・HK] *棄児

*収容願等なし、以下は、幼児引渡書による

- ①3歳位 女 ②③不祥 ④棄児 ⑤仙台市長
⑥1939.9.2 ⑦ - ⑧救護委託児童 ⑨救委(仙台市長)、幼児引渡書(仙台市長宛、仙台警察署名、写)、收、請

◇幼児引渡書(仙台市長宛、仙台警察署名)

右ハ昭和十四年八月三十一日午後四時三十分前後ニ於テ市内東一番丁三越仙台支店内ニテ発見、引取人ナク且ツ遺棄犯人不明ナルヲ以テ左記ノ通りニシテ身柄ト共ニ衣類引渡候也

記〔以下略〕

No. 39-8 [MU] ☆

- ①1939.4.1生 0歳(5ヶ月) 女 ②東京市 ③東京市 ④母(MT) 死別・父子家庭、他に子5人
⑤MK・父 ⑥1939.9.12 ⑦記載なし ⑧私費委託児童・養育料10円 ⑨戸

○収容願

母親〔MT〕ハMU出生後病床ニアリ八月十九日遂ニMUノ外五人ノ子女ヲ残シテ死亡手不足ニテ自宅ニ於テ養育ナシ難キニ依ル

No. 39-9 [IS] ☆

- ①1940.1.24生 0歳(月齢不明) 男 ②石巻市
③桃生郡飯野川町 ④母(II) 不祥・父子家庭
⑤II・父 ⑥日付記載なし ⑦記載なし ⑧私費委託児童・養育料20円 ⑨戸

○収容願

母不在の為め

No. 39-10 [IT]

- ①1939.3.9生 0歳(10ヶ月) 女 ②仙台市 ③仙台市 ④父(IS) 死別・母子家庭 ⑤IM・母
⑥1940.2 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸、收、請

○収容願

〔母〕IMノ夫〔本人の父〕ISハ自由労働者タリシガ昭和十四(1939)年十一月死亡、以来古物商トナリ四男二女ヲ養育シ救護法ノ救護ヲ受ケ辛ジテ糊口ヲ凌ギ生活中、今回母IM疾病トナリ養育スルコト困難ニナリタルニ依ル

1940(昭和15)年度分 11ケース

参考：この年度の新規入所児 38人

No. 40-1 [MM]

- ①1940.2.26生 0歳(2ヶ月) 男 ②仙台市 ③長野県 ④父単身赴任、母疾病入院 ⑤MT・父
⑥1940.5.25 ⑦5ヶ月間(1940.10末迄) ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

母病氣入院ノタメ〔父〕任地安東市(満州榨蚕株式会社)

No. 40-2/3 [UK/UY]

- ①1934.4.29生 6歳 女/1937.10.26生 2歳 男
②仙台市 ③仙台市 ④父眼疾、母就労希望
⑤UY・実母 ⑥1940.6.26 ⑦記載なし ⑧救護委託児童 ⑨戸、方面委員の入院許可願(添書)、收、請

○方面委員の入院許可願(添書)

*収容願はなし

右の者家庭貧困にして養育致し兼ねる状態なるにより何卒特別の御詮議を以て入院温許可御養育被成下度此段奉願候也/〔父〕UMハ印刷彫刻ヲ主業トシテ生活セシ来リタルモ近来眼病ノ為収入意ノ如クナラズ月収十五円ニ満タザル有様ナルニヨリ妻ノ勞務ニヨリ助力ヲ得ザレバナラザルモ幼児ヲ抱ヘテハ如何トモ為シ難キ状態ナリ〔方面委員の願書〕

No. 40-4 [YK]

- ①1940.7.31生 0歳 女 ②仙台市 ③福島県 ④父不祥・母子家庭 ⑤AR・母 ⑥1940.9.15 ⑦1941年迄 ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

〔収容願に、事由・事情の記載なし〕

No. 40-5 [KK] ☆

- ①1939.6.81生 1歳 女 ②仙台市 ③仙台市 ④母(KM) 病床 ⑤KF・父 ⑥1940.11.14 ⑦記載なし

⑧私費委託児童・養育料12円 ⑨戸

○収容願

祖母の病没後五歳、二歳の女兒を抱へ手不足の

処へ母 KM も続いて発病し病床にあり男手一つにては如何とも養育なし難き為め

No.40-6 [SM]

①1934.8.3生 6歳女 ②仙台市 ③仙台市 ④父
母死別・孤児 ⑤SM・間柄不祥 ⑥1940.11.27
⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸、請

○収容願

両親死亡により〔との記載のみ、父の欄には氏名等の記載もなし、母はSH〕

No.40-7 [OK] ☆

①1940.2.20生 6歳男 ②仙台市 ③仙台市 ④母
(SM) 失踪、父子家庭 ⑤ON・父 ⑥1940.12.4
⑦記載なし ⑧私費委託児童・養育料12円 ⑨戸

○収容願

母親が乳児を置いて家出し家庭は手不足にて乳児の哺育なし難き為め

No.40-8 / 9 [TT/TT] * 双生児

①1937.5.2生 3歳男 / 1937.5.2生 3歳男
②仙台市 ③刈田郡福岡村 ④母 (TN) 死別・父
子家庭 ⑤TT・父 ⑥1940.12.19 ⑦記載なし
⑧救護委託児童 ⑨戸、收、請

○収容願

父 TT 八日傭ヲナシ居リシガ妻 TN 本年五月肺結核ニテ死亡後各所ニ転々トシテ働き居リタルモ子供連レニテハ生計立テ難キ為メ

No.40-10 [IM] ☆

①1939.10.9生 1歳男 ②仙台市 ③名取郡増田町
④父 (IT) 死別・母子家庭、就労困難 ⑤IM
・母 ⑥1941.2.18 ⑦記載なし ⑧私費委託児童
・養育費10円 ⑨戸

○収容願

母 IM は昨年九月峯子の外四人の子供を置いて夫に死別、乳幼児手許にありては他家に働く事も出来ず止むを得ず収容願出づ

No.40-11 [TN] ☆

①1941.2.24生 0歳(生後21日)女 ②塩釜町
③仙台市 ④父 (IT) 不祥・母子家庭、母疾病
⑤TH・母 ⑥1941.3.17 ⑦三ヶ年(1944.3迄)

⑧私費委託児童・養育費12円 ⑨戸

○収容願

母親病身衰弱甚だしくして養育なし難きに依る

No.40-12 [NT]

①1940.3.1生 1歳女 ②仙台市 ③仙台市 ④父
(NT) 死別・母子家庭、就労困難 ⑤NT・母
⑥1941.3.31 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸、方面委員の添書、收、請

*1942.4.16に退所の記録あり

○収容願

〔本人〕NTの母NT(40歳)は本年一月二十一日夫NTに腎臓炎にて五人の子供を置いて突然死なれ他家に働かんとするも昨年生れの病弱の乳幼児手許にありては如何ともなし難き為め

◇方面委員の添書

〔父〕NT 八師範学校小使トシテ月三十円ノ収入アリシモ次テ渠序小使ニ転セルモ収入ハ家族ヲ養フニ至ラス第二種カード級トシテ子女疾病ノ際ハ無料診療券ヲ交付セル事数次同情週間ノ品物等ヲ分配セシコトアリ

一昨秋M工場工員ニ転職シ日給一円七十余銭外ニ手当等ヲ受ケ六十円位ノ収入トナリ生活モ普通トナルニ至レルヲ以テカード級ヲ免スルニ至レリ然ルニ腎臓炎ニ罹リタルモ押シテ就労シタル結果カ尿毒症併発遂ニ一月二十一日死亡セリ

右ノ如キ状況ニシテ目下収入皆無資産貯蓄ナキノミナラス約百円ノ負債アリ

〔母〕NT 八頑健勞務ニ服シ若干ノ収入ヲ得ントスルノ意ヲ有スルモ嬰兒ノ手足纏トナルヲ以テ苦慮煩悶シアリ 故ニ幼児NTヲ貴園ニ託シ活動シ生計ヲ営マントスル……

1941(昭和16)年度分 24ケース

参考：この年度の新規入所児 32人

No.41-1 [MM]

①1940.8.15生 0歳(8ヶ月)男 ②岩手県釜石市
③②に同じ ④母(MK) 不祥・父子家庭 ⑤MS
・父 ⑥1941.4.17 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

〔事情・事由について記載なし〕

No.41-2 [OM]

①1931.5.5生 9歳 男 ②仙台市 ③岩手県 ④母
不祥・父子家庭、父(養父)障害 ⑤TS・養父

⑥1941.4.23 ⑦記載なし ⑧救護委託児童

⑨戸、收、請

○収容願

養父 TS は北海道夕張炭山ニ鉱夫トシテ働キ居ル
時岩石ニテ怪我ヲナシ両足切断スルコトナリ其
ノ後種々業務ニ従ヒタルモ思ハシカラズ養子ノ
OM [本人] ノ養育ナシ難キ状態ニ至リシタメ

[なぜ養子としたのかの記載なし]

No.41-3 [KT]

①1934.1.29生 7歳 男 ②仙台市 ③岩手県 ④母
(KM) 死別・父子家庭 ⑤KN・父 ⑥1941.4.30

⑦記載なし ⑧救護委託児童 ⑨戸、收、請

○収容願

父 KN ハ昨年七月四日妻 KM ノ死亡以来子供連
レニテ各所ニ働キタルモ子供ト一緒ナル為メ思フ
様ノ働キモ出来ズ生計益々不如意トナリ殊ニ学齢
ニナル KT ノ処置ニ窮セル為メ

No.41-4 [OH] *棄児

①1941.5.15生 0歳(月齢1ヶ月位) 女 ②名取郡
岩沼町 ③②に同じ ④父母不祥 ⑤-

⑥1941.6.13 ⑦記載なし ⑧救護委託児童

⑨戸、仙台市長宛に育児院が提出の収容届(控)

○収容願

[事由・事情の記載なし]

◇育児院提出の収容届(仙台市長宛、控)

昭和十六(1941)六月十三日仙台市内同仁医院
桜田氏方玄関先ノ人力車内ニ捨テ子シアリシモノ
ヲ桜田氏夫人ガ発見仙台署ニ届出デ同署ヨリ仙台
市社会課ニ引渡サレ社会課ヨリ育児院ニ委託収容
セルモノナリ(氏名年齢共ニ仮称推定ナリ)

No.41-5 [WM] ☆

①1936.4.26生 5歳 女 ②仙台市 ③宮城郡七北
田村 ④父(Ws) 死別・母子家庭、母就労

⑤WY・母 ⑥1941.6.29 ⑦記載なし ⑧私費委
託児童・養育料12円 ⑨戸

○収容願

父 Ws (34歳) は昨年四月八日に死亡し WM

[本人] を伴ひては役所に勤務致し難きに依る
(県庁河港課に勤務)

No.41-6 [YM]

①1941.4.1生 0歳(3ヶ月) 女 ②仙台市 ③岩
手県 ④母(YY) 死別・父子家庭 ⑤YK・父

⑥1941.7.4 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸、收、請

○収容願

妻 YY 昭和十六(1941)年6月7日ニ結核性脳
膜炎ニテ急死シ乳児ヲ抱キテハ生活立チ難キニヨ
ル

No.41-7/8/9 [IT/IM/IK] ☆

①1937.9.1生 3歳 男/1939.1.27生 2歳 男/
1940.(月日不詳0歳と仮定) 女 ②仙台市 ③②

に同じ ④母(IK) 病臥中 ⑤IY・父

⑥1941.8.5 ⑦1941.10 ⑧私費委託児童・養育費
9円/9円/9円 ⑨戸

○収容願

母病氣臥床中手不足ニヨル(父は河北新報社活
版部植字工)

No.41-10 [KM] ☆

①1938.1.1生 3歳 男 ②記載なし ③石巻市

④父不祥、母子家庭 ⑤KA・母 ⑥1941.9.16

⑦記載なし ⑧私費委託児童・養育料10円 ⑨戸

○収容願

母親は九歳と四歳の二児をかかえ生計を立て居
りたるも、KK [本人] 手許にありては他に働きに
出づる事も出来ず止むを得ず収容願出づ

No.41-11 [KT]

①1941.9.12生 1歳 男 ②仙台市 ③宮城郡大沢
村 ④母(KH) 死別・父子家庭 ⑤KS・父

⑥1941.9.26 ⑦1944.9 ⑧救護委託児童 ⑨戸、
方面委員 KS の礼状・添書、請

(父 KS 市の電気工夫、月収50円、子女六人な
ど)

○収容願

妻 KH [本人の母] ハ1941年9月12日夜 KT ヲ出
産出血甚タシク四時間後即チ九月十三日午前二時
死亡子女多ク生計裕ナラス嬰兒 KT ノ養育不可能
ノ状態ニ陥レルニ依ル

◇方面委員 KS の礼状・添書

No.41-12/13 [AY/AY] ☆

①1941.9.21生 0歳(生後7日)女/1941.9.21生
0歳男(双生児) ②塩釜町 ③千葉県 ④母
(AM)死別、父出征中 ⑤AS・叔父 ⑥1941.9.28
⑦記載なし ⑧私費委託児童・養育費15円/15円
⑨戸、願人叔父宛書簡(育児院長、控)

○収容願

世帯主 AS (31歳) [本人の父] ハ昭和十六
(1941)年八月応召出征、妻 AM (27歳) ハ同同
年九月二十一日双生児ヲ分娩、同日死亡セルタメ
出征時ノ養育ナシ難キ為メ

No.41-14 [SG]

①1940.6.3生 1歳男 ②仙台市 ③岩手県
④父(SB)死別・母子家庭 ⑤SS・母
⑥1941.10.2 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸、請
*1943.3.1-3.31救護児

○収容願

父 SB は昨年四月二十六日死亡、母親は他に働き
に出づる為め兄 ST (五年生) と共に

No.41-15 [KR] ☆ *No.41-10の兄

①1933.6.18生 8歳男 ②仙台市 ③石巻市
④父不祥・離別・母子家庭 ⑤KA・母
⑥1941.10.16 ⑦記載なし ⑧私費委託児童、養
育料10円 ⑨戸

○収容願

母親は夫と離別後九歳と四歳の二児をかかえ生
計を立て居りたるも他に働きに出づる為めに二児
の収容を願出づ

No.41-16 [CM] ☆

①1941.11.3生 0歳(生後4日)男 ②岩手県
③②と同じ ④父不祥・母子家庭、母病弱 ⑤CK
・母 ⑥1941.11.7 ⑦記載なし ⑧私費委託児
童、養育料20円 ⑨戸

○収容願

母親病弱ノ為メ

No.41-17 [ST]

①1936.8.10生 5歳女 ②仙台市 ③仙台市

④母(ST)死別・父子家庭、父就労(徴用)

⑤ST・父 ⑥1941.11.12 ⑦記載なし ⑧救護委
託児童 ⑨戸、請

○収容願

母親 ST 四年前急性肺炎にて死亡後父の手にて今
日まで養育し来りたるも今回陸軍工廠へ勤むる事
となり住込みのため子供の養育なし難きため

No.41-18 [WR] ☆

①1936.12.11 4歳女 ②仙台市 ③岩手県 ④母
死別・父子家庭 ⑤WA・姉 ⑥1941.12.1 ⑦本
人13歳迄 ⑧私費委託児童、養育料6円 ⑨戸

○収容願

母ニ死亡サレ父ハ自由ナラヌ身上ニ有リ長女
[姉]ハ病弱ニシテ次女ノ私ハ養 養育ノ余力ナ
キ事情ノタメ

No.41-19 [IT]

①1941.1.20生 0歳(10ヶ月)男 ②仙台市 ③②
に同じ ④父不祥・母子家庭、就労困難 ⑤IT・
母 ⑥1941.12.16 ⑦本人学齢迄 ⑧救護委託児
⑨戸、收、請

○収容願

子供連れにては他家に働くを得ざるため止むを
得ず収容願出づ

No.41-20/21 [AT/AK]

①1933.2.27生 8歳女/1938.3.19生 3歳男
②仙台市 ③仙台市 ④父(AM)失踪・母子家庭、
就労困難 ⑤AT・母 ⑥1941.12.19 ⑦記載なし
⑧不祥 ⑨戸、收、請

○収容願

母親 AT (31歳) は本年三月夫 AM (36歳) に家
出され九歳(女)と四歳(男)の子供を□□れ生
活の為め各所に働きたるも此の子手許にありては
他へ(住込み)働きに出づる事も出来ず止むを得
ず収容願出づ

No.41-22 [SM]

①1941.10.8生 0歳(1ヶ月)女 ②仙台市 ③仙
台市 ④母(SM)死別・父子家庭 ⑤SY・父
⑥1941.11.8 ⑦記載なし ⑧救護委託児童
⑨戸、收、請

○収容願

昭和十六（1941）年十一月五日母死亡ニヨリ貧困ナルタメ養育不可能ニ陥ルタメ

No. 41-23 [TH] ☆

①1940.5.1生 1歳女 ②仙台市 ③塩釜市 ④母子家庭 ⑤KI・養母 ⑥1942.1.20

⑦記載なし ⑧私費委託児童、養育料15円 ⑨TK（実父）のKI（養母）への念書

○収容願

母親〔養母〕他家へ住み込み働く為めTH〔本人〕の養育をなし得ざる為

No. 41-24 [SN] ☆

①1942.1.3生 0歳（生後20日）女 ②仙台市 ③仙台市 ④母（WK）病弱 ⑤SK・父 ⑥1942.1.23

⑦一年（1942.12末迄） ⑧私費委託児童、養育料20円 ⑨戸

○収容願

母（WK）病弱ニシテ母乳ナク育児困難ノタメ

No. 41-25 [EH]

①1941.12.11生 0歳（2ヶ月）男 ②仙台市 ③仙台市 ④母（ES）死別・父子家庭 ⑤ES・父

⑥1942.3.4 ⑦記載なし ⑧救護委託児童

⑨戸、收、請

○収容願

父親は写真の修整をなし生計を立て居りたるも本年二月母親ES（42歳）脳溢血にて八人の子供を残して死亡、男手にて昨年十二月生まれの乳児の養育に困却せる為め

1942（昭和17）年度分 21ケース

参考：この年度の新規入所児 32人

No. 42-1 [NM]

①1941.12.27生 0歳（4ヶ月）男 ②石巻市 ③新潟県 ④父（NS）応召・出征中、母就労予定

⑤NC・母 ⑥1942.5.11 ⑦記載なし ⑧不祥

⑨戸、收、請

○収容願

夫NS〔本人の父〕ハ昨年七月応召後、〔私ハ〕

長男NMヲ産ミ其ノ後生家石巻ニ居リタルモ、此度堤町KK方（堤温泉）ニ勤ムルコトトナリタルニヨル

No. 42-2 [OT]

①1941.11.15生 0歳（6ヶ月）男 ②仙台市 ③黒川郡吉岡町 ④母（OF）病臥・授乳不能 ⑤OY・父 ⑥1942.5.28 ⑦記載なし ⑧救護委託児童？

⑨戸

○収容願

父親ハ豊職、母親ハ病氣ニテ授乳不能ノ為メ

No. 42-3 [FK] ☆

①1942.2.1生 0歳（4ヶ月）男 ②仙台市 ③福島県 ④母（FK）不祥・父子家庭 ⑤FK・父

⑥1942.6.17⑦二ヶ月（1942.8迄） ⑧私費委託児童、養育料15円 ⑨戸

○収容願

〔事由・事情の記載なし〕

No. 42-4 [TE] ☆

①1942.6.10 0歳（0ヶ月） ②仙台市 ③仙台市

④父（SE）不祥・母子家庭、母疾病（危篤状態）

⑤TT・母 ⑥1942.6.22 ⑦1942.8末迄 ⑧私費委託児童、養育料15円 ⑨戸

*父については、氏名（SE）の記載のみ

○収容願

生母TT産後発熱敗血症併発シ危篤ノ状態ニナリニシニ因ル

No. 42-5 [OS・自称] *棄児・放浪

①10歳位男 ②③不祥 ④棄児（放浪） ⑤-

⑥1942.6.7（保護） ⑦- ⑧不祥 ⑨引渡書（仙台市長宛、仙台警察署長）、收、請

◇引渡書

昭和十七（1942）年六月七日午後七時頃市内小田原泉丁四番地先路上ヲ俳諧中ナルヲ発見保護ヲナシ身元調査セルニ判明セサルモノニ付引続き保護ヲ要スルモノト思料セラレ候条貴所ニ於テ可然保護相成度身柄相添此段引渡候也

No. 42-6 [KT]

①1940.6.20生 2歳女 ②名取郡生田村 ③柴田

郡村田町 ④母 (KY) 病臥、父看護・養育で就労困難 ⑤KK・父 ⑥1947.7.20 ⑦1942.3.10迄 ⑧救護委託児童 ⑨戸、収委 (生出村長)、救調 (生出村長)、請

○収容願

夫 [本人の父] ハ妻罹病以來其ノ看護ト三歳 [数え年] ニナル右幼児ノ養育ノ為労働不能ノ状態トナリリタルヲ以テ収容委託ヲ御願ヒシ以テ夫ノ労働ヲ可能ナラシメントスルモノナリ

◇要救護者調査書 (生出村・方面委員 NS)

資産全然無一物ニシテ妻罹病以前ハ世帯主タル KK 一人ノ労働収入 [日雇] ニテ辛ジテ生活シ来レルニ妻昭和十七年三月罹病以來其ノ看護及ビ三歳ニナル幼児ノ養育ノタメ労働不可能トナリ従ッテ収入ノ途絶エタル為一家ノ生計見ルニ忍ビザル悲惨ノ状態トナリタリ [他に長女7歳と次女4歳あり5人家族]

医療保護法ニヨリ妻ヲ病院ニ収容委託三歳ノ幼児ハ救護法ニヨリテ育児院ニ収容委託ヲ願ヒ夫ヲシテ労働可能ノ状態ニ置キ以テ生活ノ不安ヲ除去セシメタキ希望ナリ

No. 42-7 [OM]

①1942.7.23生 0歳 (生後2日) 女 ②仙台市 ③②に同じ ④母 (OM) 死別・母子家庭 ⑤OS・父 ⑥1942.7.25 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

[事由・事情の記載なし]

No. 42-8/9 [TN/TH] ☆

①1940.11.16生 1歳女/1940.11.16生 1歳女(双生児) ②仙台市 ③岩手県 ④父 (TS) 応召、母 (TS) 病臥・入院中 ⑤TY・間柄不祥 (別姓、祖父?) ⑦1942.8.28 ⑧私費委託児童、養育料12円/12円 ⑨戸

○収容願

父親は昨十六 (1941) 年九月応召、母親は本年七月より発病水沢病院に入院中なるも家庭には十歳の男の子を頭に五人の子供あり双生児の二児の養育まで到底なし難き為め

No. 42-10 [MM] ☆

①1941.2.20生 1歳女 ②仙台市 ③仙台市

④母死別・父子家庭 ⑤MG・父 ⑥1942.9.23 ⑦三ヶ年 (1945.9迄) ⑧私費委託児童、養育料12円 ⑨戸

○収容願

昭和十七 (1942) 年八月母ヲ亡クシテヨリ児童 MM ノ養育ハ願出人ノ勤務ヲ中止セシムル状態ト相成リ是レガタメ一家族ハ直ニ生活シ得ラレズ (母ノ病名・肋膜炎)

No. 42-11 [KM] ☆

①1941.12.22生 0歳 (9ヶ月) 男 ②仙台市 ③神戸市 ④母 (KY) 病臥 ⑤KM・父 ⑥1942.10.12 ⑦記載なし ⑧私費委託児童、養育料15円 ⑨戸

○収容願

母親病床にあり、七歳と三歳の二児を抱え乳児の養育までは致し難き為め

No. 42-12 [KM]

①1942.8.31生 0歳 (1ヶ月) 女 ②仙台市 ③黒川郡吉岡町 ④母 (KK、別姓) 死別・父子家庭 ⑤KS・父 ⑥1942.10.21 ⑦記載なし ⑧救護委託児童 ⑨戸、収容委託書 (吉岡町長)、請

○収容願

乳児 KM は八月三十一日に生れ母親は十月一日死亡、父親は男手一つにて乳幼児の養育をなし難き為め

No. 42-13 [SK・仮名] *棄児

*後に [YK] とわかる

*収容願等なし、以下は仙台市の救護台帳(写)による

①0歳 (生後5日位) 男 ②③不祥 ④棄児 ⑤- ⑥ (11.15発見保護) ⑦- ⑧救護委託児童 ⑨収容委託書 (仙台市長)、救護台帳 (仙台市、写)

◇救護台帳 (仙台市長)

右ノ者昭和十七 (1942) 年十一月十五日仙台市荒巻杉谷真下囲山林間ニ遺棄シアルヲ本籍住所不明ニシテ引取人ナキニ依リ仙台警察署引渡シヲ受ケ仙台基督教育児院ニ収容救護方委託セルモノナリ

No. 42-14 [NT] ☆

- ①1942.8.4生 0歳(3ヶ月)男 ②柴田郡船岡町
③仙台市 ④父海軍軍属に徴用中、母(NT)病臥
⑤MH・父 ⑥1942.11.17 ⑦九ヶ月(1943.8.15迄)
⑧私費委託児童・養育費10円 ⑨戸

○収容願

昭和十七(1942)年八月四日出生セルモ母NT
体虚弱ニテ生後三日ニシテ母東北帝大附属病院ニ
急性腹膜炎ノ診断ニ依リ入院加療ヲ受ケ昭和十七
(1942)年十月二十日退院自宅ニ於テ療養中ニシ
テ全治ニ至ルモ相当期間ヲ要スルモノノ如ク父
MR海軍軍属工具トシ勤務(徴用)中ノ為全ク養
育ノ道ナク願出ニ及ブモノナリ

No. 42-15/16 [KK/KN]

- ①1942.10.14生 0歳(2ヶ月)女/1942.10.14生
0歳(2ヶ月)女(双生児) ②仙台市 ③仙台市
④父障害(失明状態)、母(KK)就労困難
⑤KI・父 ⑥1942.12.25 ⑦記載なし ⑧軍事援
護事業・銃後奉公会よりの委託児童 ⑨

○収容願

父親KI(44歳)は桶屋の職人として働き居りた
るも昨年十一月頃より眼を患い本年六月頃より殆
んど失明、妻KK(41歳)は本年十月双生児を産み
他に働きに出づる事能はず養育困難なるにより収
容願出づ

No. 42-17 [NT] *前掲No. 40-12の再入所ケース

- ①1940.3.1生 2歳男 ②仙台市 ③仙台市
④父(NT)死別・母子家庭、母就労困難 ⑤NT・
母 ⑥1943.1.26 ⑦1946.3 ⑧母子保護法による
委託児童 ⑨戸、收、請

○収容願

父親は昭和十六(1941)年一月二十一日死亡、
母親は他家へ働きに出るに未だ歩行の出来ぬ四歳
〔数え年〕のNT手許にありては到底生計立ち難
き為

No. 42-18 [TY] ☆

- ①1942.8.29生 0歳(5ヶ月)女 ②仙台市 ③名
取郡増田町 ④母(TH)死別・父子家庭 ⑤TK・
父 ⑥1943.2.5 ⑦記載なし ⑧私費委託児童・
養育費15円 ⑨戸、方面委員の証明書

○収容願

父は馬具製造をなし生計を立て居りたる処去る
二月三日突然妻TH脳溢血症にて死亡、九人の子
女をかかえ男手にて昨年八月生れのTY〔本人〕の
養育迄は到底力及はざる為め

◇証明書(仙台市方面委員SK)

……右本人ハ第四女ニシテ第九子ナリ……本人
ヲ一家ノミニ委ス置クコト能ハザル現状ニ在リ早
刻収容方必要ト確認セラル、モノナリ

No. 42-19/20 [HT/HR]

- ①1935.7.17生 9歳男/1937.2.2生 6歳女
②桃生郡広淵村 ③石巻市 ④母不祥・父子家庭
⑤HM・父 ⑥1943.2.18 ⑦記載なし ⑧不祥
⑨戸

○収容願

〔事由・事情の記載なし〕

No. 42-21 [KK] ☆

- ①1942.6.18生 0歳(8ヶ月)女 ②仙台市 ③青
森県 ④父不祥・母子家庭 ⑤KA・母 ⑥1943.3.10
⑦記載なし ⑧私費委託児童、養育料15円 ⑨戸

○収容願

〔事由・事情の記載なし〕

1943(昭和18)年度分 13ケース

参考：この年度の新規入所児数 30人

No. 43-1 [SH] ☆

- ①1943.1.8生 0歳(3ヶ月)女 ②仙台市 ③②
に同じ ④父(NS)不祥・母子家庭、母就労困難
⑤SS・母 ⑥1943.4.9 ⑦二年六ヶ月(1940.9
迄) ⑧私費委託児童、養育料15円 ⑨戸

○収容願

養育者出職ノ為〔父NSについての記載な
し〕

No. 43-2. [SK] ☆

- ①1943.3.28生 0歳(0ヶ月)女 ②志田郡鹿島台
村 ③志田郡右川町 ④父不祥・母子家庭 ⑤SK
・母 ⑥1943.4.17 ⑦記載なし ⑧私費委託児
童、養育料15円 ⑨戸、願人の書簡

○収容願

乳児ヲ抱キテハ他ニ働キニ出ヅルヲ得ザルヲ為メ

◇書簡(育児院長宛、願人)

……先日御伺ひ致しました鹿島台村SKと申す者です。妊娠中の処一昨日女子分娩致しました。先日お願い申し上げました様に御預り下さる事ですか御伺ひ申し上げます、誠に御手数ながら御返事お待ちしております。

No. 43-3 [SF]

- ①9歳男 ②仙台市 ③②に同じ ④母死別・父子家庭、父疾病(長生園収容) ⑤SF・間柄不祥
⑥1943.4.20 ⑦記載なし ⑧救護委託児童 ⑨戸、請

○収容願

母なく父親長生園へ収容せらるる為め

No. 43-4 [AT]

- ①1943.4.25 0歳(1ヶ月)男 ②仙台市 ③②に同じ ④父母ともに臥床、療養 ⑤AT・母
⑥1943.5.12 ⑦二年間(1945.5迄) ⑧不祥 ⑨戸、誓、方面委員の書簡、請

○収容願

私事今度長男T出産後発熱疲労甚ダシキ為医師ノ診療ヲ受ケ候処肺浸潤症ト診断被致乳児ニ対スル哺乳ノ中止ハ勿論安静加養ヲ被命候加ヘルニ夫[本人の父]モ同様疾病ノ為療養中ニ付収入ノ道全ク無之目下夫婦共兄弟ノ零細ナル月給ニ依存シツ、辛ウジテ療養生活致居ル次第ニ因ル

No. 43-5 [HT] ☆

- ①1943.3.1 0歳(2ヶ月)女 ②仙台市 ③岩手県
④母(IT)失踪・父子家庭 ⑤HN・父
⑥1943.5.23 ⑦1946.5迄 ⑧私費委託児童・養育料18円 ⑨戸

○収容願

内妻IT[本人の母]乳児を置いて家出せし為め
男手一人にて養育困難なるに依る

No. 43-6 / 7 [ST/SK] ☆

- ①1941.1.12生 2歳女 / 1942.11.25生 0歳(8ヶ月)女 ②加美郡小野田町 ③加美郡中新田町
④父母ともに疾病入院 ⑤SO・父 ⑥1943.8.14

⑦記載なし ⑧私費委託児童・養育料20円 / 20円

⑨戸、願人の書簡

○収容願

両親共に病氣入院の為め

No. 43-8 [HK]

- ①1943.6.25生 0歳(2ヶ月)女 ②仙台市 ③仙台市
④父死別・母子家庭 ⑤HK・母 ⑥1943.9.13
⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

母親は父親に死別後、十五歳と六月生まれの乳児をかかえ生計立ち難き為め収容願出づ

No. 43-9 [ST] ☆

- ①1935.11.37歳男 ②仙台市 ③岩手県 ④父(SK)死別・母子家庭 ⑤SH・母 ⑥1943.10.25
⑦本人十三歳に至る迄 ⑧私費委託児童・養育料15円 ⑨戸、請

○収容願

亡夫SK[本人の父]ハ昭和十七(1942)年一月死亡(軍隊ヨリ帰郷後病弱)又次女SMハ予テ虎横丁彩華ニ務メタルモ十八年一月肺結核トナリ二月ヨリ鉤取療養所ニ入院、コレニ付添ヒ且ツ他ノ患者五名ヲモ付添看護セルモ前雇主ニ以前ヨリ養育ヲ願ヒタリシSTヲ返サレ共ニ生活ナシ難キニ依ル

No. 43-10 [MC]

- ①1934.1.17生 10歳女 ②仙台市 ③記載なし
④父(MG)死別、母不祥・孤児 ⑤TM・間柄不祥 ⑥1944.2.4 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸、請

○収容願

[事由・事情の記載なし]

No. 43-11 [SY]

- ①1943.12.16生 0歳(2ヶ月)男 ②仙台市 ③東京都 ④母(SH)離別・父子家庭 ⑤SS・父 ⑥1944.3.2 ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸、請

○収容願

家庭事情に依り離婚の為め

No. 43-12 [SJ]

- ①1944.1.31生(1ヶ月)男 ②栗原郡志波姫村

③②に同じ ④母病弱 ⑤SR・父 ⑥1944.3.2

⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

母親病弱ノ為メ哺育ナシ難キニ依ル

No. 43-13 [OK] ☆

①1941.12.16生 2歳男 ②仙台市 ③②に同じ

④父不祥・母子家庭、母就労困難 ⑤OF・母

⑥1944.3.26 ⑦記載なし ⑧私費委託児童・養育料20円 ⑨戸

○収容願

母親就職の為手不足にて養育なし難きに依る

1944 (昭和19) 年度分 9 ケース

参考：この年度の新規入所児 26人

No. 44-1 [AR]

①1943.7.26生 0歳(8ヶ月)女 ②仙台市 ③仙

台市 ④父(AT) 離別・母子家庭 ⑤AT・祖父

⑥1944.4.7 ⑦一年四ヶ月(1945.7迄) ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

不得已ル事情ニ依リ夫婦別居生活ノ為乳呑児故
他ニ見ル可キモノ無願出ルモノナリ

No. 44-2 [KN]

①1936.4.17生 8歳男 ②仙台市 ③仙台市 ④母

不祥・父子家庭、父応召 ⑤KT・父 ⑥1944.4.10

⑦記載なし ⑧救護委託児童 ⑨寄留届(写)、請

○収容願

父 KT 応召ノ為メ

No. 44-3 [SH]

①1935.9.1生 8歳男 ②名取郡生出村 ③仙台
市 ④父母死別・孤児 ⑤SS・従兄弟

⑥1944.4.11 ⑦記載なし ⑧救護委託児童

⑨戸、救委(生出村長)・救調(生出村)、請

○収容願

十二人ノ大世帯ニシテ収入ハ世帯主 SS 夫婦ノ勞
働収入ノミニシテ月額百五十拾円位ノモノナリ長女
ハ二十歳ニナルモ病弱ニシテ嚴ニ医薬療養中ニシ
テ収入ヲ得ルコト殆ド不可能ニシテヤウヤウ其日

其日ヲ暮シ居リタル所昨年一月ヨリ両親共ニ死亡
セル叔父夫婦ノ子供(十歳)ニ舞ヒ込マレタルヲ
以テ益々苦シクナリタル故収容委託ヲ願ヒ生活不
安ヲ解消セントスルモノナリ

◇要救護調査書(生出村長宛、方面委員 NS)

十二人ノ大世帯ニシテ収入ハ世帯主 SS 夫婦ノ勞
働収入ノミニシテ月額一五〇円程度ノモノナリ。
長女 SY ハ二十病弱ニシテ収入ヲ売ルコト殆ント
不可能ニシテヤウヤク其ノ日其ノ日ヲ暮ラシ居リ
タル所、昨年一月ヨリ病氣ニテ両親共ニ死亡セル
叔父夫婦ノ子供(十歳)ニ舞ヒ込マレタルノミナ
ラズ、更ニ叔父ノ遺児二人(仙台市ニ収容委託)
ニ毎月小使ヲ仕送ル等、益々生活ヲ不如意ナラシ
ムルニ至リタリ

前期ノ事由ヲ以テ昨年一月舞ヒ込マレタル、十
歳ノ子供ヲ救護法第一情第一項第二号ヲ適用シ仙
台基督教育院ニ収容委託ヲ願ヒ、SS 一家ノ生活
不安ヲ解消セシメ、戦力増強ニ邁進セシメタキ希
望ナリ。

No. 44-4 / 5 [KK/KJ] ☆

①1935.4.8生 9歳男/1936.12.23生 7歳男

②刈田郡福岡村 ③②に同じ ④父単身赴任(満

州国測量局)、母(KY) 疾病・肺[結核] ⑤KK・

父 ⑥1944.8.7 ⑦二ヶ年(1946.7迄) ⑧私費委

託児童・養育料20円/20円 ⑨戸

○収容願

願出人 KK ハ目下満州国測量局ニ奉職妻 KY 長
病(肺)ノタメ引続キ[同地ノ] 鎌倉保育園ニ託
シアル処土地要塞地帯ニ在リ戰場ノ關係上[内地
ニ] 疎開致サセ郷里ニ近キ貴院ニ願出タル次第ニ
有之候

No. 44-6 [YT]

①1944.4.17 0歳(生後1ヶ月未滿)男 ②仙台

市 ③仙台市 ④父不祥・母子家庭 ⑤YS・母 ⑥1944.5

⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

[事由・事情の記載なし]

No. 44-7 [SK]

①1942.10.12生 1歳女 ②仙台市 ③山形県

④父離別、母子家庭、母就労困難 ⑤SM・母

⑥1944.5 ⑦七歳迄(1949.2迄) ⑧不祥

⑨戸、育児院長宛の母の書簡

○収容願

父ガナク母ガ勤メニ出ル為

◇母の書簡

……此の度I様への手紙回送下され、又私へ御親切な御ハガキ下されまして誠に有りが度御ございました。実は御院に子供を御願ひ致度存じまして、(中略) ペンを執りましたわけでごございました。[昭和十一年に結婚、大連で生活する] 私事其の後昭和十五(1940)年に夫に死別し、十六年に其の弟と再婚致しましたのですが、間違った人間でして、先夫の子供を連れ又再度の夫の子供を妊娠中に、[夫と離別し]昭和十七年の八月に内地へ引揚て参りましたのです。

間もなく御産を致しました。其の後、実家に子供を頼んで働くつもりでしたのに、家ではさんざんいやみをいわれ、おいだされる様にして仙台の姉の処へ参りまして、姉に頼みましたけれど、姉は白石の方へ引越すとかで頼りになってくれません

そうして居ります中に知人の世話で在るおばあさんの看護を頼まれて親子三人で住込みでその方を御世話して上げ九ヶ月ばかり御世話してその方は亡くなりました。其の後、その方の家を御借りして現在居りますのですが、今までにわずかばかりのたくわへてあった御金は殆んど使いはたし、いよいよ今度はたらかなければなりません(中略) 御院に御願ひ致度存じまして、I様に御手紙認めたわけで御ございました。

大きい方はもう一年生で唯今木町国民学校に通ってますので心配はないのですが、小さい方が

今年三つになりまして何処にも頼む処もなく困っているもので御座います。他人から一寸伺ひましたけれど一ヶ月二十円とかで御あづかりして下さるとかで御ざいますが……。是非お願ひしなければどうにも出来ませんで困りきっています。何卒御同情下さいまして色々の手続や其の他の事につきまして御返事頂き度御ざいます。

渡しの勤務先は(東一番丁K販売店の事務の方)にきまりましたのです)一日も早く出勤する様にとの事なのですが、子供を御願ひする処がなく唯今まで思ひ悩んで来ました。何卒くらぐれも宜しく御願ひ申し上げます。

No.44-8 [NN]

①1940.1.1生 4歳女 ②仙台市 ③仙台市 ④母(NT) 疾病入院中 ⑤NH・父 ⑥1944. ⑦記載なし ⑧不祥 ⑨戸

○収容願

妻NTは一昨年(1942)以来病気にて北四番丁佐藤病院に入院、父親は原町□□□に勤務せるためNT[本人]の養育困難なるに依る

No.44-9 [TM] ☆

①1944.1.2生 0歳(8ヶ月)女 ②塩釜市 ③熊本県 ④母(TF) 疾病入院中 ⑤TA・父 ⑥1944.9.16 ⑦記載なし ⑧私費委託児童・養育料20円 ⑨戸

○収容願

母親が本年七月中旬より発病最近入院の必要庄司家庭には三歳の男児と父親のみにて養育困難なる故